

2. 流域下水道

(1) 愛知県の流域下水道

1) 流域下水道の経緯

愛知県における流域下水道の生い立ちについては、昭和 43 年、本県の総合排水対策として企画課及び土木部計画課を中心として検討されてきましたが、昭和 44 年に副知事を議長とする愛知県広域下水道調査計画会議が設置され、この会議により流域下水道の基本構想がまとめられました。

この構想は第 3 次愛知県地方計画に盛り込まれました（昭和 45 年 1 月に完成）。

基本構想の概要は次のとおりです。

ア 目標

河川等の水質汚濁防止策の中の抜本対策として、広域下水道を整備する。

イ 計画

中部圏の整備、開発区域全域を対象に、3 流域、2 臨海下水道を整備し、全ての汚水を集約して、これを海岸部まで導水して高級処理する。

昭和 45 年には、調査計画会議の下部組織として企画部長を議長とする専門部会を設置して検討することとし、建設省の指導に基づいて調査範囲を最も緊急度の高い矢作川・境川流域にしぼることになりました。

これを受けて矢作川処理区、境川処理区、衣浦西部処理区、衣浦東部処理区の合計 4 処理区から成る矢作川・境川流域下水道基本計画が策定されました。

昭和 46 年度には、土木部に下水道課が設置されました。その後、基本構想区域を 11 処理区に分割した県内の流域下水道のマスタープランが発表され、順次実施に移していくことになりました。

その後、庄内川流域下水道構想については単独公共下水道として事業着手されたことに伴い、同構想は解消され、流域下水道のマスタープランは日光川上流、日光川下流、新川、五条川左岸、五条川右岸、境川、矢作川、衣浦西部、衣浦東部、豊川の合計 10 処理区となりました。

また、平成 8 年 4 月に新川処理区部会から東部と西部の 2 処理区に分けた整備案の陳情があり、検討した結果、県としても早期整備のためにはやむを得ないとの結論に達し、合計 11 処理区となりました。

現在、全ての処理区で事業着手しており、その内、矢作川、境川、衣浦西部、衣浦東部、豊川、五条川左岸、日光川上流、五条川右岸、新川東部、日光川下流の 10 処理区で供用開始しています。

2) 基本計画の考え方

基本計画は、都市計画決定、都市計画事業認可及び下水道法事業認可などを前提とする計画であるため、これらの内容を包含しています。

本県の流域下水道事業は、昭和 46 年 3 月に策定した矢作川・境川流域下水道基本計画に位置付けられた境川処理区として、昭和 46 年に境川流域下水道が事業着手され、以後、流域下水道の順次事業着手及び事業の推進に努めています。

昭和 45 年 12 月、下水道法の改正に伴い、流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）の策定が義務付けられ、基本計画の上位計画として位置付けられています。

昭和 47 年に事業着手した豊川流域下水道は、上位計画である豊川等流総計画（昭和 48 年 1 月 24 日、建設大臣承認）との適合を図り、基本計画が策定されました。

現在の各流域下水道基本計画は、名古屋港海域、知多湾、渥美湾の 3 つの流総計画に基づいて策定されています。

流域下水道の基本計画一覧表

平成23年4月1日現在

流域下水道名	基 本 計 画					面		排除方式及び 処理方法 (全体計画)	放流先 (水質類型)	関係市町名(H23.4.1現在) ()は未供用都市 ○〇市町は処理場所在地を示す	着手 年度	第1期 供用年度
	計画 処理区域 (ha)	計画 処理人口 (人)	計画 処理能力 (m ³ /日)	処理場 面積 (m ²)	管渠延長 (放流渠含まず) (m)	事業費 (億円)	分 流 式 (一部合流)					
矢作川	19,040	850,740	463,800	625,000	72,340 (二条管 84,200)	2,774	分 流 式 (一部合流) 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +急速砂ろ過	矢作川 (衣浦湾) ・海城A・ ・海城II・*2	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、 幸田町	S47	H4.4.1	
境川	13,074	607,300	386,800	322,991	55,340 (二条管 61,740)	1,343	分 流 式 (一部合流) 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +急速砂ろ過	衣浦湾 ・海城C・ ・海城IV・*2	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、 豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	S46	H1.4.1	
衣浦西部	4,773	229,800	141,600	217,800	25,750	830	分 流 式 凝集剤添加嫌気無酸素好気法 +急速ろ過+高度処理	衣浦湾 ・海城C・ ・海城IV・*2	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、 武豊町	S58	H3.4.1	
衣浦東部	3,344	128,770	74,900	88,600	23,670	509	分 流 式 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +急速砂ろ過	衣浦湾 ・海城C・ ・海城IV・*2	碧南市、安城市、高浜市	S63	H8.4.1	
豊川	7,141	256,660	197,000	430,000	35,770 (二条管 47,770)	1,205	分 流 式 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +急速ろ過+高度処理	瀧美湾 ・海城B・I ・海城III	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、	S47	S55.12.1	
五条川左岸	6,266	233,540	159,400	122,000	11,820	958	分 流 式 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +急速砂ろ過	中下川 ・河川E・ ^ハ	大山市、小牧市、岩倉市、大口町	S52	S62.4.1	
日光川上流	7,253	331,938	234,200	144,900	28,540	1,502	分 流 式 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +オゾン処理+生物膜ろ過	日光川 ・河川E・ ^ハ	一宮市、轟沢市	H2	H12.4.1	
五条川右岸	5,518	263,140	138,800	114,100	28,140	875	分 流 式 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +急速砂ろ過	五条川 ・河川E・ ^ハ	一宮市、大山市、江南市、碧南市、 大口町、扶桑町	H5	H13.4.1	
新川東部	1,733	89,370	52,320	82,000	16,730	611	分 流 式 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +急速砂ろ過	鴨田川 ・河川E・ ^ハ	北名古屋市、豊山町	H12	H20.3.31	
日光川下流	6,006	318,830	192,800	171,100	66,740	1,350	分 流 式 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +急速砂ろ過	名古屋港 ・海城C・ ^ハ ・海城IV・*1	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町	H14	H22.3.31	
新川西部	1,361	66,740	35,200	56,000	16,340	340	分 流 式 凝集剤添加多段階硝化脱窒法 +急速砂ろ過	新川 ・河川E・ ^ハ	津須賀市、(北名古屋市)	H17	-	
計	75,509 ha	3,376,828 人	2,076,820 m ³ /日	2,374,491 m ²	381,180 (550,730) m	億円 12,297						

流域下水道の整備状況

(平成23年4月1日)

流域下水道名	供用年度	幹線管渠(km)			処理場(千m ³ /日)					事業費(億円)			流域関連普及率
		計画延長 ①	施工延長 ②	進捗率 ②/①	計画 処理能力 ③	現有能力 ④	進捗率 ④/③	流入水量 (日最大) ⑤	満杯率 ⑤/④	全体 事業費 ⑥	施工済み ⑦	進捗率 ⑦/⑥	
矢作川	平成4年度	72.3	72.3	100.0%	463.8	243.8	52.6%	243.2	99.8%	2,774	1,891.5	68.2%	71.6%
境川	平成元年度	55.3	55.3	100.0%	386.8	194.8	50.4%	146.9	75.4%	1,343	1,125.7	83.8%	75.3%
衣浦西部	平成3年度	25.8	25.8	100.0%	141.6	65.6	46.3%	54.4	82.9%	830	613.0	73.9%	79.1%
衣浦東部	平成8年度	23.7	23.7	100.0%	74.9	28.9	38.5%	18.1	62.7%	509	393.2	77.2%	56.9%
豊川	昭和5年度	35.8	35.8	100.0%	197.0	91.5	46.4%	82.1	89.7%	1,205	818.5	67.9%	65.0%
五条川左岸	昭和62年度	11.8	11.8	100.0%	159.4	93.9	58.9%	83.0	88.4%	958	715.9	74.7%	69.3%
日光川上流	平成12年度	28.5	23.5	82.5%	234.2	51.9	22.2%	29.4	56.6%	1,502	631.7	42.1%	46.4%
五条川右岸	平成13年度	28.1	23.1	82.2%	138.8	30.6	22.0%	14.8	48.4%	875	512.9	58.6%	24.5%
新川東部	平成19年度	16.7	14.0	83.8%	52.3	5.5	10.5%	5.4	98.2%	611	215.6	35.3%	31.2%
日光川下流	平成21年度	66.7	47.5	71.2%	192.8	12.1	6.3%	1.5	12.4%	1,350	486.6	36.0%	15.0%
新川西部	—	16.3	6.7	41.1%	35.2	—	—	—	—	340	148.3	43.6%	—
計		381.0	339.5	89.1%	2,076.8	818.5	39.4%	678.8	82.9%	12,297	7,552.9	61.4%	58.1%

備考:幹線管渠の延長には、2条め、3条めの延長を含めない。

(2) 矢作川流域下水道

矢作川流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられ、西尾市始め4市4町を対象として、昭和47年11月に都市計画決定されました。その後、平成15年10月に藤岡町が新たに都市計画決定されましたが、平成17年4月に豊田市と合併し、平成23年4月に西尾市、一色町、吉良町、幡豆町が合併し、西尾市になったため、現在の対象市町数は4市1町です。

当流域下水道は昭和47年度に事業着手、平成4年4月に供用開始しました。現在、4市1町の汚水を処理しています。

現在の運転状況（矢作川浄化センター）

供用開始年月	平成4年4月			
処理能力	日最大 243,800 m ³ （平成23年4月現在）			
処理フロー	（水処理）初沈－反応槽－終沈－急速ろ過－紫外線滅菌－放流 （汚泥処理）濃縮－脱水－焼却－場外搬出（有効利用、埋立処分）			
処理区域面積	11,975ha（平成23年4月現在）			
処理区域内人口	682,015人（平成23年4月現在）			
日平均流入水量	195,313m ³ （平成22年度実績）			
流入水質および放流水質	流入水	放流水	排水基準	
	BOD	190	ND	15
	COD	95	6.6	20
	SS	180	1.5	40
	T-N	28	6.3	12
	T-P	4.4	0.3	1.0
（単位 mg/l, 平成22年度平均）				
放流先	矢作川			
汚泥発生状況	脱水ケーキ 57,737t（平成22年度実績） 他処理場へ払出量 812t、他処理場から受入量 3,623 t 計 56,262t を焼却処理（焼却灰 3,424 t）			
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：肥料原料として有効利用 焼却灰：建設資材原料、農業用資材として有効利用、一部は埋立処分			

注1) 排水基準の値は BOD・SS は下水道法、COD・T-N・T-P は水質汚濁防止法のC値である。

関連市町別の現況（矢作川）

項目 市町名	平成22年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
岡崎市	5,487	313,473	278,484	96,852
豊田市	2,944	192,186	180,841	56,428
安城市	1,004	66,718	54,498	18,068
西尾市	2,116	89,266	67,524	19,474
幸田町	425	20,372	17,608	4,491
計	11,975	682,015	598,955	195,313

注1) 処理区域面積は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2) 処理区域内人口は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域において、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、平成23年3月31日現在の下水道接続人口を示している。

注4) 流入水量は、平成22年度の日平均流入水量を示している。

注5) 将来流域下水道に編入される計画の区域・人口は含まない。

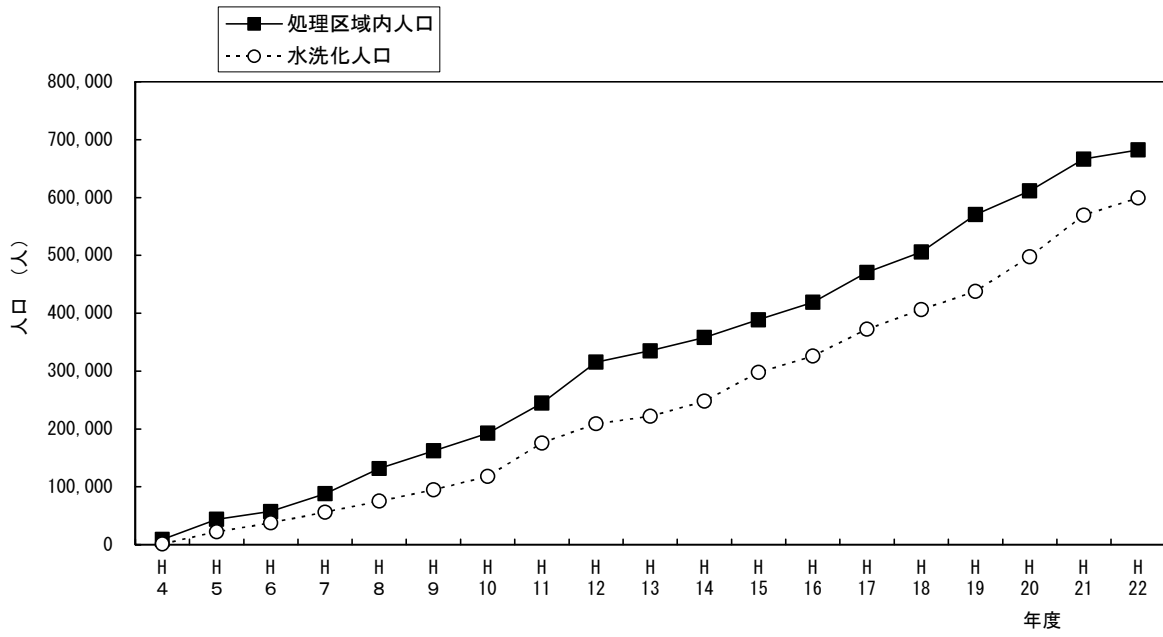


図 2 - 1 矢作川処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

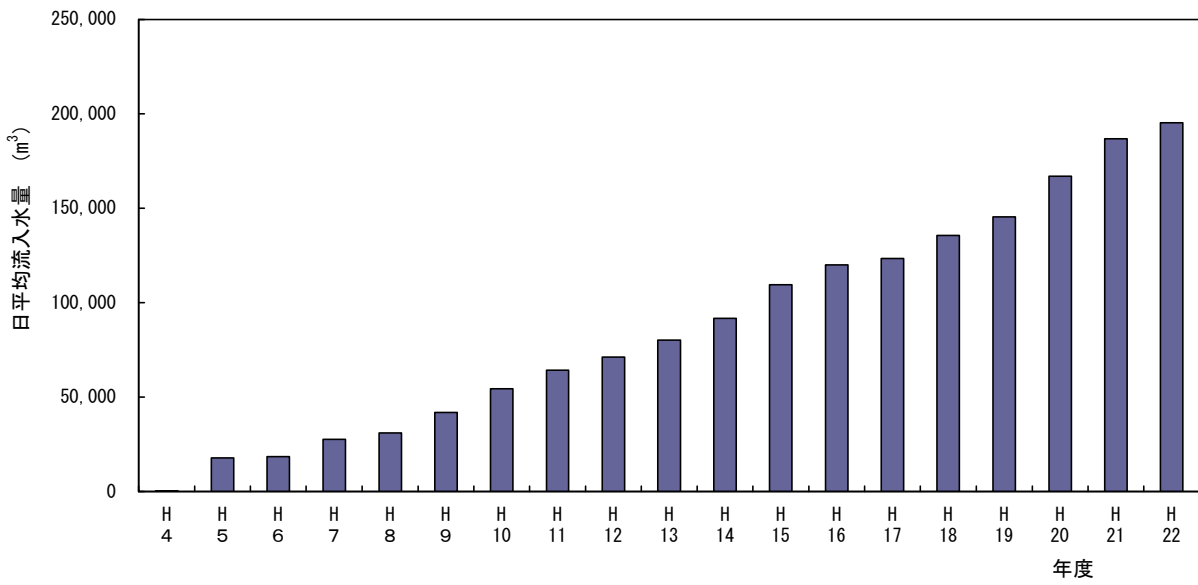


図 2 - 2 矢作川処理区の流入水量の推移

関連市町別の計画概要（矢作川）

					流域下水道名	処理区名
					矢作川・境川	矢作川
項目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
当初決定、認可		目標年次 37年度	昭和47年11月24日	昭和48年1月24日	昭和48年2月28日	
変更決定、認可			平成22年12月24日	平成23年3月15日	平成23年9月15日	
事業期間				～平成29年3月31日	～平成29年3月31日	
計 画 処 理 区 域	岡崎市	7,000.0		6,267.0		
	豊田市	5,227.0		3,946.5		
	安城市	2,311.9		1,349.6		
	西尾市	3,981.9		2,876.5		
	幸田町	519.0		509.4		
	(ha) 計	19,039.8		14,949.0		
計 画 人 口	岡崎市	337,300		327,369		
	豊田市	241,400		191,353		
	安城市	103,130		72,290		
	西尾市	141,510		104,689		
	幸田町	27,400		22,083		
	(人) 計	850,740		717,784		
計 画 汚 水 量	岡崎市	181,705		170,926		
	豊田市	124,500		95,407		
	安城市	58,249		40,303		
	西尾市	82,852		61,420		
	幸田町	16,468		13,246		
	(m³/日) 計	463,774		381,302		

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成23年8月末現在

基本計画の経緯（矢作川）

項目	基本計画			
	当初計画	第1回変更計画	第2回変更	第3回変更
計画策定年度	昭和47年度	昭和61年度	平成9年度	平成15年度
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市、 豊田市、一色町、吉良町、 幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、 豊田市、一色町、吉良町、 幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、 豊田市、一色町、吉良町、 幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、 豊田市、一色町、吉良町、 幡豆町、幸田町、藤岡町
処理区域面積(ha)	15,509	12,475	18,438	18,762
処理人口(人)	832,000	797,514	887,600	886,348
計画汚水量(m ³ /日最大)	1,160,000	643,500	655,400	532,000
管渠延長(m)	67,810	68,270	72,340	72,340 (82,440)
中継ポンプ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	1,160,000	643,500	655,400	532,000
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000
計画目標年次	昭和65年	昭和75年	平成22年	平成27年
項目	第4回変更			
計画策定年度	平成22年度			
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市、 豊田市、幸田町			
処理区域面積(ha)	19,039.8			
処理人口(人)	850,740			
計画汚水量(m ³ /日最大)	463,774			
管渠延長(m)	72,340 (84,200)			
中継ポンプ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400			
処理場能力(m ³ /日最大)	463,800			
処理場面積(m ²)	625,000			
計画目標年次	平成37年			

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。管渠延長は計画ベースで、放流渠(20m)含まず。下段の()は二条管の延長を含む。

都市計画決定の経緯（矢作川）

項 目	都 市 計 画 決 定					
	当初決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更
告 示 年 月 日	S47.11.24	S56.2.20	S61.12.15	H2.8.17	H4.2.17	H5.7.30
対 象 市 町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)	15,509	15,621	12,170	12,170	12,170	12,476
管 渠 延 長 (m)	67,810	67,810	68,290	67,960	68,400	72,200
中継ポンプ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡 豆 1,080 幸 田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡 豆 1,080 幸 田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡 豆 1,080 幸 田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡 豆 1,080 幸 田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡 豆 1,080 幸 田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡 豆 1,080 幸 田 1,400
処理場面積 (m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000	625,000
変 更 内 容		・処理区域面積の変更 (豊田五ヶ丘地区の編入)	・処理区域面積の変更 ・計画汚水量の変更 ・処理人口の変更 ・管渠延長(左岸・右岸・幸田・幡豆幹線・放流渠)の変更	・管渠計画(幡豆幹線)の変更	・管渠計画(右岸幹線)の変更	・処理区域面積の変更 ・管渠計画(右岸・幸田幹線)の変更 ・1/3 延伸(幸田・幡豆幹線) ・ポンプ場の変更
項 目	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
告 示 年 月 日	H6.9.26	H10.12.4	H13.11.30	H15.10.3	H18.2.24	H22.12.24
対 象 市 町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、藤岡町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)	12,476	—	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	72,360	—	—	—	—	—
中継ポンプ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡 豆 1,080 幸 田 1,400	—	—	—	—	—
処理場面積 (m ²)	625,000	—	—	—	—	—
変 更 内 容	・管渠計画(左岸幹線)の変更	・排水区域の変更	・管渠計画(幡豆幹線)の変更(延長の変更無し、ルートのみ)	・藤岡町の追加 ・管渠計画(幸田・幡豆幹線)の変更(延長の変更無し、ルートのみ)	・豊田市の合併による名称変更	・都市計画区域の再編に伴う名称変更

平成8年度以降、表示方法の変更により処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値は表示しない。
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（矢作川）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
認 可 年 月 日		S48.1.24	S56.4.10	S59.3.9	S63.2.23
対 象 市 町		岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)		15,509.4	15,621.4	3,755.0	5,216.0
処 理 人 口 (人)		416,000	416,000	139,000	171,000
計画汚水量(m ³ /日最大)		500,000	500,000	93,000	109,600
管 渠 延 長 (m)		67,810	67,810	67,810	68,290
中継ポンプ場 (名称)		矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田
処理場能力(m ³ /日最大)		580,000	580,000	96,700	120,000
処理場面積 (m ²)		625,000	625,000	625,000	485,000
処理方式	水 処 理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 (+一部砂ろ過)
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事 業 期 間 等		S46.11.25～ S57.3.31	S46.11.25～ S63.3.31	S46.11.25～ S69.3.31	S46.11.25～ S72.3.31
変 更 内 容		・矢作川処理区の追加	・豊田5ヶ丘の編入	・処理施設の変更 ・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更(一部二条管：右岸 K10号より下流、左岸 K安藤川より下流)	・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (右岸：二条管取りやめ)
項 目		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
認 可 年 月 日		H3.11.22	H4.5.7	H6.3.30	H7.2.23
対 象 市 町		岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)		5,529.0	5,529.0	5,529.0	6,298
処 理 人 口 (人)		190,000	190,000	190,000	203,600
計画汚水量(m ³ /日最大)		118,400	118,400	118,400	119,318
管 渠 延 長 (m)		67,960	68,400	71,180	71,340
中継ポンプ場 (名称)		矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田
処理場能力(m ³ /日最大)		120,000	120,000	120,000	120,000
処理場面積 (m ²)		625,000	625,000	625,000	625,000
処理方式	水 処 理	標準活性汚泥法 (+一部砂ろ過)	標準活性汚泥法 (+一部砂ろ過)	標準活性汚泥法 (+一部砂ろ過)	標準活性汚泥法 (+砂ろ過)
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事 業 期 間 等		S46.11.25～ H9.3.31	S46.11.25～ H9.3.31	S46.11.25～ H9.3.31	S46.11.25～ H12.3.31
変 更 内 容		・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (右岸：縦断) (幡豆：ルート、縦断) ・境川処理区の同時変更	・管渠計画の変更 (右岸：ルート) (幡豆：縦断)	・管渠計画の変更 (幸田：1/3延伸 ルート管径) (幡豆：1/3延伸) (右岸：ルート変更) ・ポンプ場の変更	・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (左岸：ルート) ・接続点追加

下水道法事業計画認可の経緯（矢作川）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		第 8 回変更	第 9 回変更	第 1 0 回変更	第 1 1 回変更
認 可 年 月 日		H8.11.28	H10.7.3	H11.12.10	H13.10.24
対 象 市 町		岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)		6,510	9,127	9,138	11,357
処 理 人 口 (人)		203,600	319,500	319,700	634,100
計画汚水量(m ³ /日最大)		119,318	159,890	159,979	214,851
管 渠 延 長 (m)		71,320	72,340	72,340	72,340
中継ポンプ場 (名称)		矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田
処理場能力(m ³ /日最大)		120,000	160,000	160,000	240,000
処理場面積 (m ²)		625,000	625,000	625,000	625,000
処理方式	水 処 理	凝集剤添加活性汚泥法 (+ 砂ろ過)	凝集剤添加活性汚泥法 (+ 砂ろ過)	凝集剤添加活性汚泥法 (+ 急速ろ過) 及び 凝集剤添加硝化脱窒法 (+急速ろ過)	凝集剤添加活性汚泥法 (+ 急速ろ過) 及び 凝集剤添加硝化脱窒法 (+急速ろ過)
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事 業 期 間 等		S46.11.25～ H12.3.31	S46.11.25～ H17.3.31	S46.11.25～ H17.3.31	S46.11.25～ H20.3.31
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積の変更 ・接続点追加 ・紫外線消毒装置の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (幡豆：延伸管径) ・接続点追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 (幡豆、幸田：管径) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の追加 ・接続点追加 ・処理施設及びポンプ施設追加 ・期間延伸
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		第 1 2 回変更	第 1 3 回変更	第 1 4 回変更	第 1 5 回変更
認 可 年 月 日		H14.10.21	H16.2.17	H17.11.25	H20.5.23
対 象 市 町		岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、藤岡町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)		11,357	11,564	12,901	14,852
処 理 人 口 (人)		634,100	651,186	712,578	739,888
計画汚水量(m ³ /日最大)		214,851	263,411	375,785	397,623
管 渠 延 長 (m)		72,340	72,340	82,440	82,440
中継ポンプ場 (名称)		矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田	矢作川右岸、幡豆、幸田
処理場能力(m ³ /日最大)		240,000	280,000	400,000	400,000
処理場面積 (m ²)		625,000	625,000	625,000	625,000
処理方式	水 処 理	凝集剤添加活性汚泥法 (+ 急速ろ過) 及び 凝集剤添加硝化脱窒法 (+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法 (+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法 (+急速ろ過)	凝集剤添加硝化脱窒法 (+急速ろ過)
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事 業 期 間 等		S46.11.25～ H20.3.31	S46.11.25～ H20.3.31	S46.11.25～ H23.3.31	S46.11.25～ H26.3.31
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・中継ポンプ場の能力変更 (幸田、幡豆) ・管渠ルートの変更 (幡豆) ・放流先の名称の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積の変更 ・管渠ルートの変更 (幡豆、幸田) ・藤岡町の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積の変更 ・2条管の追加 (矢作川左岸) ・期間延伸 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積の変更 ・期間延伸

下水道法事業計画認可の経緯（矢作川）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		第16回変更			
認 可 年 月 日		H23.3.15			
対 象 市 町		岡崎市、豊田市、安城市、 西尾市、一色町、吉良町、 幡豆町、幸田町			
処理区域面積(ha)		14,949			
処 理 人 口 (人)		717,784			
計画汚水量(m ³ /日最大)		381,302			
管 渠 延 長 (m)		82,440			
中継ポンプ場(名称)		矢作川右岸、幡豆、幸田			
処理場能力(m ³ /日最大)		383,800			
処理場面積(m ²)		625,000			
処理方式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法 (+急速ろ過)			
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却			
事 業 期 間 等		S46.11.25～ H29.3.31			
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積の変更 ・期間延伸 ・計画放流水質の変更 ・処理能力の変更 			
項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
認 可 年 月 日					
対 象 市 町					
処理区域面積(ha)					
処 理 人 口 (人)					
計画汚水量(m ³ /日最大)					
管 渠 延 長 (m)					
中継ポンプ場(名称)					
処理場能力(m ³ /日最大)					
処理場面積(m ²)					
処理方式	水 処 理				
	汚 泥 処 理				
事 業 期 間 等					
変 更 内 容					

都市計画法事業計画認可の経緯（矢作川）

項目	都市計画法事業計画認可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告示年月日	S48.2.28	S52.3.17	S57.3.4	S59.3.22
対象市町	豊田市、岡崎市、安城市、西尾市	豊田市、岡崎市、安城市、西尾市	豊田市、岡崎市、安城市、西尾市	岡崎市、安城市、西尾市
処理区域面積(ha)	1,721	1,721	1,721	—
処理人口(人)	(208,000)	(208,000)	(208,000)	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	(290,000)	(290,000)	(290,000)	—
管渠延長(m)	51,175	51,175	51,175	33,890
中継ポンプ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	(290,000)	(290,000)	(290,000)	(96,700) の一部
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000
事業期間等	S48.2.28～ S52.3.31	S48.2.28～ S57.3.31	S48.2.28～ S59.3.31	S48.2.28～ S66.3.31
変更内容		・事業施行期間の変更	・事業施行期間の変更	・事業地の変更（右岸K10号、幸田K4号まで。二条管に関わる変更なし。） ・施設概要の変更（二条管計画） ・事業施行期間の変更
項目	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
告示年月日	S63.3.10	H3.12.19	H4.5.21	H6.5.23
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
処理人口(人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管渠延長(m)	35,530	57,490	63,140	63,140
中継ポンプ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	(60,000)	(80,000)	(80,000)	—
処理場面積(m ²)	258,000	625,000	約 625,000	約 625,000
事業期間等	S48.2.28～ S69.3.31	S48.2.28～ H8.3.31	S48.2.28～ H8.3.31	S48.2.28～ H8.3.31
変更内容	・幹線管渠の延伸 ： 35.54 km ・敷地面積 ： 25.8 ha ・処理場施設能力 ： 60,000 m ³ /日に変更 ・事業施行期間の変更	・幹線管渠の延伸 ： 57.49 km ・敷地面積 ： 62.5 ha ・処理場施設能力 ： 80,000 m ³ /日に変更	・幹線管渠の延伸 ： 63.14 km	・幹線管渠の延伸 ： 63.50 km

()内は参考である。

都市計画法事業計画認可の経緯（矢作川）

項目	都市計画法事業計画認可			
	第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
告示年月日	H7.3.8	H10.6.4	H13.11.22	H14.11.8
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
処理人口(人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管渠延長(m)	71,340	72,360	72,360	72,360
中継ポンプ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	—
処理場面積(m ²)	約 625,000	約 625,000	約 625,000	約 625,000
事業期間等	S48.2.28～ H12.3.31	S48.2.28～ H17.3.31	S48.2.28～ H20.3.31	S48.2.28～ H20.3.31
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線管渠の延伸 ： 71.34 km ・事業施行期間の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線管渠の延伸 ： 72.36 km ・事業施行期間の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理方法の変更 ・事業施行期間の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠計画（幡豆幹線）の変更（延長の変更無し、ルートのみ）
項目	都市計画法事業計画認可			
	第12回変更	第13回変更	第14回変更	第15回変更
告示年月日	H16.3.9	H18.3.14	H20.6.5	H23.9.15
対象市町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、藤岡町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町	岡崎市、安城市、西尾市、豊田市、幸田町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
処理人口(人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管渠延長(m)	46,850	56,950	56,950	56,950
中継ポンプ場面積(m ²)	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400	矢作川右岸 3,050 幡豆 1,080 幸田 1,400
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	—
処理場面積(m ²)	625,000	625,000	625,000	625,000
事業期間等	S48.2.28～ H20.3.31	S48.2.28～ H23.3.31	S48.2.28～ H26.3.31	S48.2.28～ H29.3.31
変更内容	<ul style="list-style-type: none"> ・藤岡町の追加 ・管渠ルートの変更 ・事業完了した幹線の事業地の削除（左岸幹線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・2条管の追加（矢作川左岸） ・管渠ルートの変更 ・期間延伸 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間延伸 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間延伸

() 内は参考である。

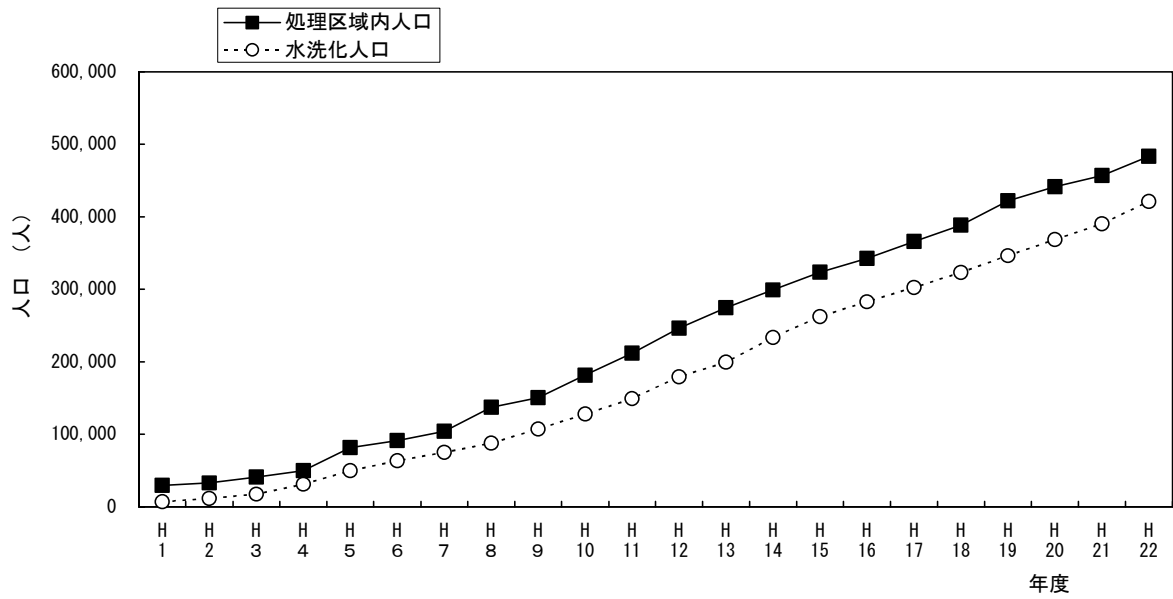


図 2-3 境川処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

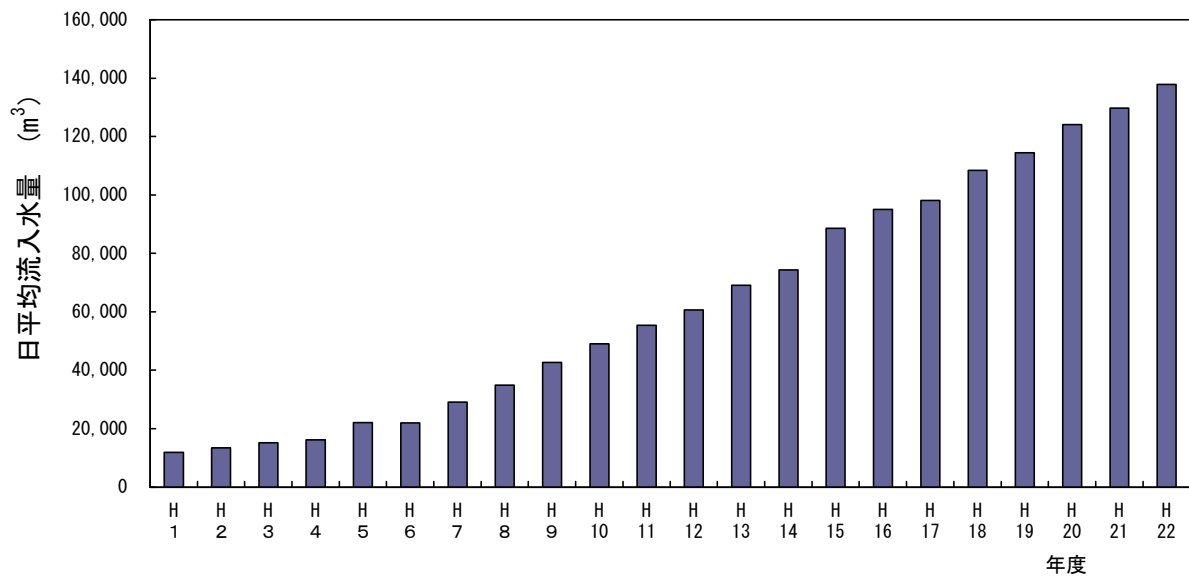


図 2-4 境川処理区の流入水量の推移

関連市町別の計画概要（境川）

			流域下水道名	処理区名
			矢作川・境川	境川
項目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可
当初決定、認可	目標年次	昭和46年11月24日	昭和46年11月25日	昭和46年12月6日
変更決定、認可		平成22年12月24日	平成20年5月30日	平成20年6月17日
事業期間	27年度		～平成26年3月31日	～平成26年3月31日
計 画 処 理 区 域 (ha)	刈谷市	3,286		2,375
	豊田市	2,119		1,791
	安城市	1,083		738
	大府市	1,771		1,292
	知立市	1,138		619
	豊明市	1,097		751
	みよし市	1,196		1,023
	東浦町	386		232
	東郷町	999		516
	計	13,074		9,337
計 画 人 口 (人)	刈谷市	142,900		124,443
	豊田市	104,990		90,658
	安城市	46,400		43,876
	大府市	73,300		61,809
	知立市	66,600		39,000
	豊明市	64,900		50,286
	みよし市	48,800		41,058
	東浦町	17,400		14,809
	東郷町	42,000		33,698
	計	607,300		499,637
計 画 汚 水 量 (m ³ /日)	刈谷市	92,400		74,335
	豊田市	60,600		51,727
	安城市	35,800		29,682
	大府市	51,000		40,981
	知立市	40,400		21,754
	豊明市	36,900		28,244
	みよし市	35,700		23,599
	東浦町	10,200		8,681
	東郷町	23,400		18,416
	計	386,400		297,419

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成23年8月末現在

基本計画の経緯（境川）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
計 画 策 定 年 度	昭和 46 年度	昭和 58 年度	平成 6 年度	平成 15 年度
対 象 市 町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)	12,344	10,311	12,635	13,074
処 理 人 口 (人)	600,000	538,000	625,800	607,300
計画汚水量(m ³ /日最大)	973,000	472,800	484,600	386,400
管 渠 延 長 (m)	48,480	48,954	55,340	55,340 (61,740)
処理場能力(m ³ /日最大)	973,000	472,800	484,600	386,800
処 理 場 面 積 (m ²)	480,000	323,360	323,360	322,991
計 画 目 標 年 次	昭和 65 年	昭和 75 年	平成 22 年	平成 27 年
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処 理 場 面 積 (m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠(60m)は含まず。下段の()は二条管の延長を含む。

都市計画決定の経緯（境川）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	S46.11.24	S59.3.28	H4.8.3	H6.8.19
対 象 市 町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)	12,344	8,568	8,568	8,890
管 渠 延 長 (m)	48,480	48,970	49,020	55,400
処理場面積 (m ²)	480,000	323,360	323,360	323,360
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域の変更 ・管渠計画の変更 (幹線管渠全線、放流渠) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠計画の変更 (知立、東浦、吹戸川幹線) 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域の変更 ・管渠計画の変更 (境川左岸、逢妻川、猿渡川、吹戸川幹線)
項 目	第 4 回変更	第 5 回変更	第 6 回変更	
告 示 年 月 日	H13.10.2	H19.7.20	H22.12.24	
対 象 市 町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	
処理区域面積(ha)	—	—	—	
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	
処理場面積 (m ²)	—	—	—	
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域の変更 ・処理場面積の減 (中部電力鉄塔分) ・記載方法の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠ルートの変更 (境川左岸、境川右岸幹線) ・管渠計画の変更 (1,000haによる簡素化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の再編に伴う名称変更 	

平成 8 年度以降、表示方法の変更により処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を表示しない。
平成 8 年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（境川）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
認 可 年 月 日		S46.11.25	S53.10.9	S59.9.5	S60.9.13
対 象 市 町		刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)		12,343.7	2,287.3	2,225.6	2,225.6
処 理 人 口 (人)		300,000	154,010	103,900	103,900
計画汚水量(m ³ /日最大)		486,000	98,200	59,500	59,500
管 渠 延 長 (m)		48,480	45,970	47,685	47,685
処理場能力(m ³ /日最大)		486,000	120,000	60,000	60,000
処理場面積(m ²)		480,000	330,000	323,360	323,360
処理方式	水 処 理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 + 凝集沈殿、急速砂ろ過法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水	濃縮、消化、脱水	濃縮、消化、脱水
事 業 期 間 等		S46.11.25～ S56.3.31	S46.11.25～ S63.3.31	S46.11.25～ S69.3.31	S46.11.25～ S69.3.31
変 更 内 容			<ul style="list-style-type: none"> ・予定処理区域の変更 ・処理施設の変更 ・管渠延長の変更 ・処理場事業地の変更 ・事業施工期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定処理区域の変更 ・処理施設の変更 ・管渠延長の変更 ・事業施工期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠延長の変更(一部二条管法式)境川左岸幹線のうち逢妻幹線との合流点から下流。但し既設 [1,386m] 及び◎3000区間 [10m] を除く。
項 目		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
認 可 年 月 日		S63.9.8	H3.11.22	H4.12.21	H6.8.24
対 象 市 町		刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)		2,834.1	4,440.6	4,460.6	4,497.6
処 理 人 口 (人)		84,600	165,500	166,000	166,600
計画汚水量(m ³ /日最大)		59,090	107,900	107,900	107,900
管 渠 延 長 (m)		48,970	48,970	49,020	52,890
処理場能力(m ³ /日最大)		60,000	113,300	113,300	113,300
処理場面積(m ²)		323,360	323,360	323,360	323,360
処理方式	水 処 理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、一部コンポスト化
事 業 期 間 等		S46.11.25～ S73.3.31	S46.11.25～ H10.3.31	S46.11.25～ H10.3.31	S46.11.25～ H10.3.31
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・吹戸川幹線の追加 ・予定処理区域の変更 ・合流対策施設追加 ・コンポスト化施設追加 ・事業施工期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定処理区域の変更 ・管渠計画（縦断、管径2条管の変更） ・処理能力の変更 ・施設配置の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定処理区域の変更 ・管渠計画の変更 ・施設配置の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定処理区域の変更 ・管渠計画の変更

下水道法事業計画認可の経緯（境川）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
認 可 年 月 日		H8.6.4	H10.10.9	H14.1.8	H15.2.19
対 象 市 町		刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町
処理区域面積(ha)		5,409	6,900	7,885	7,885
処 理 人 口 (人)		229,600	315,400	448,900	448,900
計画汚水量(m ³ /日最大)		132,900	169,000	220,900	220,900
管 渠 延 長 (m)		55,340	55,340	55,340	55,340
処理場能力(m ³ /日最大)		140,000	176,000	224,000	224,000
処理場面積 (m ²)		323,360	323,360	322,991	322,991
処理方式	水 処 理	凝集剤添加活性汚泥法及び活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法及び凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加活性汚泥法及び凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加活性汚泥法及び凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、乾燥、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、乾燥、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、乾燥、一部コンポスト化	濃縮、消化、脱水、乾燥、一部コンポスト化
事 業 期 間 等		S46.11.25～ H14.3.31	S46.11.25～ H18.3.31	S46.11.25～ H21.3.31	S46.11.25～ H21.3.31
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定処理区域の変更 ・ 管渠計画の変更 ・ 処理能力の変更 ・ 事業施工期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定処理区域の変更 ・ 処理能力の変更 ・ 事業施工期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定処理区域の変更 ・ 処理能力の変更 ・ 処理場面積の変更 (中部電力鉄塔分の削除) ・ 事業施工期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥脱水機の機種の変更
項 目		第12回変更	第13回変更		
認 可 年 月 日		H17.3.30	H20.5.30		
対 象 市 町		刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町		
処理区域面積(ha)		8,372	9,337		
処 理 人 口 (人)		476,800	499,600		
計画汚水量(m ³ /日最大)		260,863	297,419		
管 渠 延 長 (m)		55,340	55,340		
処理場能力(m ³ /日最大)		274,600	306,600		
処理場面積 (m ²)		322,991	322,991		
処理方式	水 処 理	凝集剤添加活性汚泥法及び凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加活性汚泥法及び凝集剤添加硝化脱窒法		
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、乾燥、一部コンポスト化	濃縮、脱水、乾燥、一部コンポスト化		
事 業 期 間 等		S46.11.25～ H23.3.31	S46.11.25～ H26.3.31		
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定処理区域の変更 ・ 処理能力の変更 (既設見直し、増設) ・ 事業施工期間の延長 ・ 計画放流水質の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定処理区域の変更 ・ 管渠ルートの変更 (境川左岸、境川右岸幹線) ・ 処理能力の変更 (既設見直し、増設) ・ 事業施工期間の延長 ・ 計画放流水質の策定 		

都市計画法事業認可の経緯（境川）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告示年月日	S46.12.6	S48.4.25	S51.3.12	S53.10.19
対象市町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町
処理区域面積(ha)	(980)	(980)	(980)	(920)
処理人口(人)	(110,000)	(110,000)	(110,000)	(45,880)
計画汚水量(m ³ /日最大)	(43,100)	(43,100)	(43,100)	(24,700)
管渠延長(m)	8,076.4	8,076.4	8,076.4	8,076.4
処理場能力(m ³ /日最大)	(120,000)	(120,000)	(120,000)	(40,000)
処理場面積(m ²)	480,000	480,000	480,000	330,000
事業期間等	S46.12.6～ S51.3.31	S46.12.6～ S51.3.31	S46.12.6～ S57.3.31	S46.12.6～ S59.3.31
変更内容		・事業地の地番（欠落箇所）の追加	・事業施行期間の延長	・予定処理面積の変更 ・施設規模及び処理場事業地の縮小 ・設計の概要の変更 ・事業施行期間の延長
項 目	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
告示年月日	S59.2.27	S59.10.22	S60.9.28	S63.9.24
対象市町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町	刈谷市、大府市、東浦町、 豊明市、知立市
処理区域面積(ha)	(920)	(524)	(524)	(980)
処理人口(人)	(45,880)	(28,200)	(28,200)	(38,440)
計画汚水量(m ³ /日最大)	(24,700)	(15,600)	(15,600)	(22,633)
管渠延長(m)	8,076.4	7,330	7,880	30,450
処理場能力(m ³ /日最大)	(40,000)	(40,000)	40,000	40,000
処理場面積(m ²)	330,000	323,360	323,360	323,360
事業期間等	S46.12.6～ S62.3.31	S46.12.6～ S64.3.31	S46.12.6～ S64.3.31	S46.12.6～ S68.3.31
変更内容	・事業施行期間の延長	・予定処理面積の変更 ・設計の概要の変更 ・事業施行期間の延長	・管渠延長の変更 ・事業施行期間の延長	・管渠延長の変更 ・コンポスト化施設の追加

() 内は参考である。

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	第 8 回変更	第 9 回変更	第 1 0 回変更	第 1 1 回変更
告 示 年 月 日	H3.12.19	H5.1.13	H6.9.2	H8.6.24
対 象 市 町	刈谷市、大府市、東浦町、 豊明市、知立市、豊田市	刈谷市、大府市、東浦町、 豊明市、知立市、豊田市、 安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、 豊明市、知立市、豊田市、 安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、 豊明市、知立市、豊田市、 安城市、東郷町、三好町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
処 理 人 口 (人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	32,410	49,020	52,760	55,400
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	—
処理場面積 (m ²)	323,360	323,360	323,360	323,360
事 業 期 間 等	S46.12.6～ H5.3.31	S46.12.6～ H10.3.31	S46.12.6～ H10.3.31	S46.12.6～ H14.3.31
変 更 内 容	・管渠延長の変更	・管渠延長の変更 ・事業施行期間の延長	・管渠延長の変更	・管渠延長の変更 ・事業施行期間の延長
項 目	第 1 2 回変更	第 1 3 回変更	第 1 4 回変更	第 1 5 回変更
告 示 年 月 日	H10.7.30	H14.2.1	H17.4.15	H20.6.17
対 象 市 町	刈谷市、大府市、東浦町、 豊明市、知立市、豊田市、 安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、 豊明市、知立市、豊田市、 安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、 豊明市、知立市、豊田市、 安城市、東郷町、三好町	刈谷市、大府市、東浦町、 豊明市、知立市、豊田市、 安城市、東郷町、三好町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
処 理 人 口 (人)	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	55,400	55,400	52,320	39,230
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	—
処理場面積 (m ²)	約 323,360	約 322,991	約 322,991	約 322,991
事 業 期 間 等	S46.12.6～ H18.3.31	S46.12.6～ H21.3.31	S46.12.6～ H23.3.31	S46.12.6～ H26.3.31
変 更 内 容	・事業施行期間の延長	・処理場面積の減(中部電力鉄塔分) ・事業施行期間の延長	・事業施行期間の延長 ・事業完了した管渠の削除	・事業施行期間の延長 ・管渠ルートの変更 (境川左岸、境川右岸幹線) ・管渠の変更 (1,000ha による簡素化)

() 内は参考である。

(4) 衣浦西部流域下水道

衣浦西部流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられ、知多半島の半田市始め2市3町を対象として、昭和57年12月に都市計画決定されました。

当流域下水道は昭和58年度に事業着手、平成3年4月に供用開始し、現在、2市3町の汚水を処理しています。

現在の運転状況（衣浦西部浄化センター）

供用開始年月	平成3年4月			
処理能力	日最大 65,600 m ³ （平成23年4月現在）			
処理フロー	（水処理）初沈－反応槽－終沈－滅菌－放流 （汚泥処理）重力濃縮－脱水－焼却－場外搬出（有効利用、埋立処分）			
処理区域面積	3,151 ha（平成23年4月現在）			
処理区域内人口	183,538人（平成23年4月現在）			
日平均流入水量	47,310m ³ （平成22年度実績）			
流入水質および放流水質		流入水	放流水	排水基準
	BOD	270	2.5	15
	COD	120	7.8	20
	SS	170	2.5	40
	T-N	42	6.8	12
	T-P	5.1	0.3	1.0
	（単位 mg/l, 平成22年度平均）			
放流先	衣浦港			
汚泥発生状況	脱水ケーキ 14,414t（平成22年度実績） 他処理場へ払出量 228t、他処理場から受入量 5,093 t 計 14,102 t を焼却処理（焼却灰 869 t）			
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：有効利用なし 焼却灰：建設資材原料、窯業原料として有効利用、一部は埋立処分			

注1）排水基準の値について、BODは下水道法、COD・T-N・T-Pは水質汚濁防止法のC値、SSは半田市の条例の値である。

関連市町別の現況（衣浦西部）

項目 市町名	平成22年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
半田市	1,719	96,778	74,077	27,057
知多市	190	13,517	13,336	3,641
阿久比町	316	20,559	15,898	4,670
東浦町	289	20,570	16,080	4,761
武豊町	637	32,114	24,050	7,181
計	3,151	183,538	143,441	47,310

注1） 処理区域面積は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2） 処理区域内人口は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域において、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示している。

注3） 水洗化人口は、平成23年3月31日現在の下水道接続人口を示している。

注4） 流入水量は、平成22年度の日平均流入水量を示している。

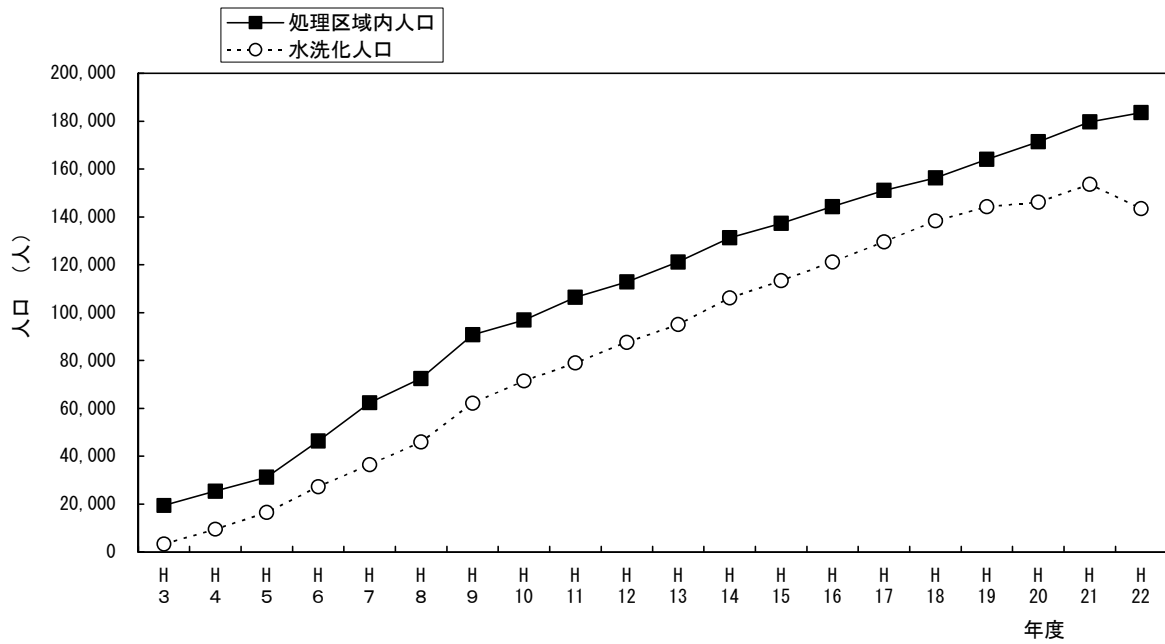


図 2-5 衣浦西部処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

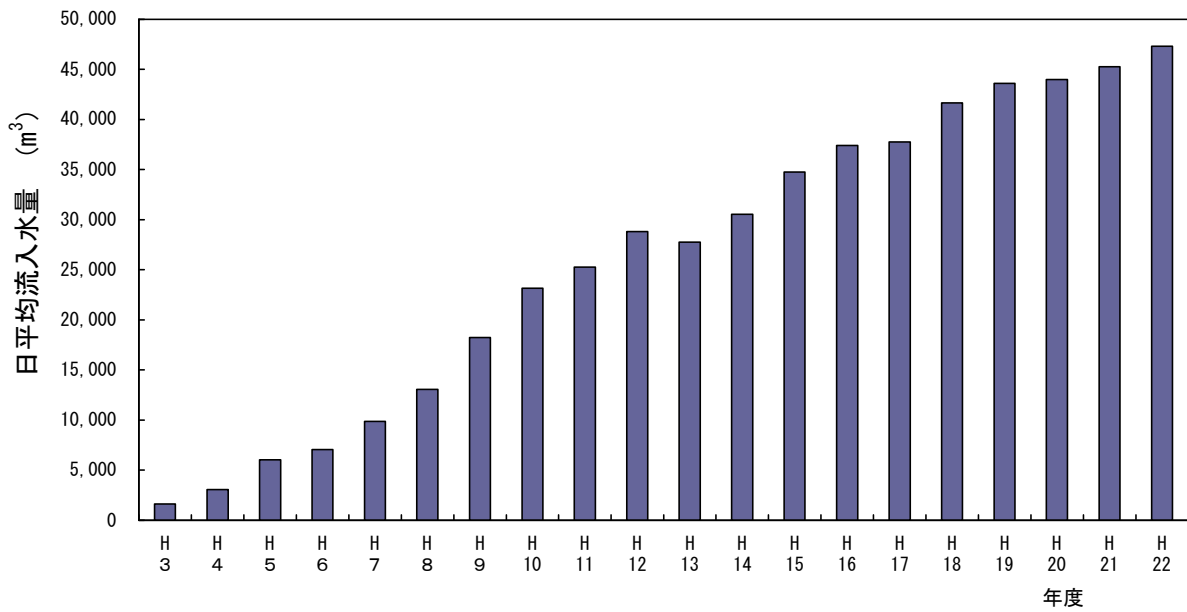


図 2-6 衣浦西部処理区の流入水量の推移

関連市町別の計画概要（衣浦西部）

					流域下水道名	処理区名
					矢作川・境川	衣浦西部
項目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
当初決定、認可		目標年次	昭和57年12月27日	昭和58年12月16日	昭和60年3月20日	
変更決定、認可			平成22年12月24日	平成20年5月30日	平成20年6月17日	
事業期間		27年度		～平成26年3月31日	～平成26年3月31日	
計 画 処 理 区 域	半田市	2,281		2,118		
	知多市	195		195		
	阿久比町	636		379		
	東浦町	711		416		
	武豊町	950		652		
	(ha)	計	4,773		3,759	
計 画 人 口	半田市	118,400		104,107		
	知多市	15,000		14,540		
	阿久比町	24,800		17,020		
	東浦町	30,000		21,800		
	武豊町	41,700		32,000		
	(人)	計	229,800		189,467	
計 画 汚 水 量	半田市	73,800		57,244		
	知多市	7,800		6,959		
	阿久比町	14,900		8,207		
	東浦町	19,100		11,353		
	武豊町	26,000		19,822		
	(m ³ /日)	計	141,600		103,585	

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成23年8月末現在

基本計画の経緯（衣浦西部）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第 1 回変更	第 2 回変更	
計 画 策 定 年 度	昭和 57 年度	平成 5 年度	平成 15 年度	
対 象 市 町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	
処理区域面積(ha)	4,384	4,917	4,773	
処 理 人 口 (人)	197,900	246,600	229,800	
計画汚水量(m ³ /日最大)	180,000	177,100	141,600	
管 渠 延 長 (m)	21,297	21,188	25,750	
中継ポンプ場面積(m ²)	州の崎 500	州の崎 500	亀崎 760	
処理場能力(m ³ /日最大)	180,000	180,000	141,600	
処理場面積 (m ²)	327,000	217,800	217,800	
計 画 目 標 年 次	昭和 75 年	平成 22 年	平成 27 年	
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
中継ポンプ場面積(m ²)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処理場面積 (m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。管渠延長は計画ベースで、放流渠(当初 60m、変更後 370m)は含まず。

都市計画決定の経緯（衣浦西部）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	S57.12.27	H元.11.29	H5.2.22	H7.2.20
対 象 市 町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町
処理区域面積(ha)	3,630	3,630	3,750	3,750
管 渠 延 長 (m)	21,350	21,590	21,570	21,560
中継ポンプ場面積(m ²)	州の崎 500	州の崎 500	州の崎 500	州の崎 500
処理場面積 (m ²)	327,000	217,800	217,800	217,800
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> 管渠計画 衣浦西部第1幹線 阿久比幹線 放流渠 終末処理場面積 	<ul style="list-style-type: none"> 処理区域面積 管渠計画 阿久比幹線 	<ul style="list-style-type: none"> 管渠計画 衣浦西部第1幹線
項 目	第 4 回変更	第 5 回変更	第 6 回変更	
告 示 年 月 日	H11.2.17	H12.3.7	H22.12.24	
対 象 市 町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町	
処理区域面積(ha)	—	—	—	
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	
中継ポンプ場面積(m ²)	—	—	—	
処理場面積 (m ²)	—	—	—	
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 管渠計画 衣浦西部第1幹線 21,560→26,120m 	<ul style="list-style-type: none"> 中継ポンプ場の変更 州の崎 500 →亀崎 760m² 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の再編に伴う名称変更 	

平成8年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を表示しない。
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（衣浦西部）

項目		下水道法事業計画認可				
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更
認可年月日		S58.12.16	H3.5.21	H5.3.30	H7.8.28	H10.3.2
対象市町		半田市、阿久比町、武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町
処理区域面積(ha)		864	2,319	2,319	2,439	2,733
処理人口(人)		25,000	75,700	75,700	77,100	122,000
計画汚水量(m ³ /日最大)		22,100	41,500	41,500	44,800	62,800
管渠延長(m)		10,006	21,594	21,573	21,560	21,190
中継ポンプ場(名称)		-	-	-	州の崎	州の崎
処理場能力(m ³ /日最大)		22,500	45,000	45,000	45,000	64,000
処理場面積(m ²)		214,000	217,800	217,800	217,800	217,800
処理方式	水処理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法及び嫌気無酸素好気法
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事業期間等		S46.11.25～S69.3.31	S46.11.25～H12.3.31	S46.11.25～H12.3.31	S46.11.25～H12.3.31	S46.11.25～H16.3.31
変更内容		・衣浦西部処理区の追加	・処理区域面積の変更 ・管渠計画の変更 ・脱水汚泥焼却の追加 ・中継ポンプ場の追加	・管渠計画の変更(ルート、縮短) ・施設配置の変更 ・焼却施設能力の変更	・管渠計画の変更(第1幹線：ルート)(阿久比：管径) ・計測方式・接続箇所 の処理分区面積の変更 ・フレームの変更	・処理区域面積の変更 ・接続点の追加 ・処理方式の変更
項目		第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更	
認可年月日		H11.3.18	H12.5.26	H17.5.10	H20.5.30	
対象市町		半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町	
処理区域面積(ha)		2,766	2,878	3,343	3,759	
処理人口(人)		122,000	143,600	170,684	189,467	
計画汚水量(m ³ /日最大)		62,800	74,700	98,291	103,585	
管渠延長(m)		25,750	25,750	25,750	25,750	
中継ポンプ場(名称)		州の崎	亀崎	亀崎	亀崎	
処理場能力(m ³ /日最大)		64,000	83,000	103,600	103,600	
処理場面積(m ²)		217,800	217,800	217,800	217,800	
処理方式	水処理	凝集剤添加活性汚泥法及び嫌気無酸素好気法	凝集剤添加活性汚泥法＋高速連続ろ過及び嫌気無酸素好気法＋高速連続ろ過	凝集剤添加活性汚泥法及び嫌気無酸素好気法及び凝集剤添加硝化脱窒法＋高速ろ過	凝集剤添加活性汚泥法及び嫌気無酸素好気法及び凝集剤添加硝化脱窒法＋高速ろ過	
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	
事業期間等		S46.11.25～H16.3.31	S46.11.25～H19.3.31	S46.11.25～H23.3.31	S46.11.25～H26.3.31	
変更内容		・処理区域面積の変更 ・接続点の追加 ・管渠計画の変更(第1幹線：ルート、管渠延伸)	・処理区域面積の変更 ・接続点の追加 ・処理方式の変更 ・中継ポンプ場の位置、能力変更	・処理区域面積の変更	・処理区域面積の変更 ・計画放流水質の設定 ・接続点の追加	

都市計画法事業認可の経緯（衣浦西部）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可				
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更
告 示 年 月 日	S60.3.20	S63.3.3	H3.5.21	H5.4.13	H7.9.5
対 象 市 町	半田市、武豊町	半田市、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町
処理区域面積(ha)	(452)	—	—	—	—
処 理 人 口 (人)	(12,500)	(—)	(—)	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	(11,250)	(—)	(—)	—	—
管 渠 延 長 (m)	4,780	10,000	19,450	19,430	21,560
中継ポンプ場面積(m ²)	—	—	—	—	州の崎 500
処理場能力(m ³ /日最大)	(11,250)	(22,500)	(22,500)	(22,500)	(—)
処理場面積 (m ²)	10,900	221,000	217,800	217,800	217,800
事 業 期 間 等	S60.3.20～ S66.3.31	S60.3.20～ S69.3.31	S60.3.20～ H9.3.31	S60.3.20～ H9.3.31	S60.3.20～ H12.3.31
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・事業施行期間の変更 ・管渠の延伸 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業施行期間の変更 ・管渠の延伸 ・処理場面積の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠ルート、断面変更（阿久比幹線） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業施行期間の変更 ・第一幹線ルートの変更及び延伸 ・阿久比幹線管径の変更
項 目	第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更
告 示 年 月 日	H10.2.3	H11.4.1	H12.5.16	H17.5.31	H20.6.17
対 象 市 町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町	半田市、知多市、東浦町、武豊町、阿久比町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—	—
処 理 人 口 (人)	—	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	21,560	26,120	26,120	14,400	14,400
中継ポンプ場面積(m ²)	州の崎 500	州の崎 500	亀崎 760	亀崎 760	亀崎 760
処理場能力(m ³ /日最大)	(—)	—	—	—	—
処理場面積 (m ²)	217,800	217,800	217,800	217,800	217,800
事 業 期 間 等	S60.3.20～ H16.3.31	S60.3.20～ H16.3.31	S60.3.20～ H19.3.31	S60.3.20～ H23.3.31	S60.3.20～ H26.3.31
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業施行期間の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一幹線ルートの変更及び延伸 	<ul style="list-style-type: none"> ・中継ポンプ場の位置の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二幹線、阿久比幹線の削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業施行期間の変更

() 内は参考である。

(5) 衣浦東部流域下水道

衣浦東部流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画の中に位置付けられ、碧南市始め3市を対象として、昭和63年9月に都市計画決定されました。

当流域下水道は昭和63年度に事業着手、平成8年4月に供用開始し、現在、3市の汚水を処理しています。また、当流域下水道の計画区域には、全国的に汚濁の進んだ油ヶ淵があり、その水質改善のため、事業の進捗が望まれています。

現在の運転状況（衣浦東部浄化センター）

供用開始年月	平成8年4月			
処理能力	日最大 28,850m ³ （平成23年4月現在）			
処理フロー	（水処理）初沈－反応槽－終沈－滅菌－放流 （汚泥処理）濃縮－脱水－場外搬出（有効利用）			
処理区域面積	1,725 ha（平成23年4月現在）			
処理区域内人口	74,801人（平成23年4月現在）			
日平均流入水量	16,844m ³ （平成22年度実績）			
流入水質および 放流水質		流入水	放流水	排水基準
	BOD	270	2.8	15
	COD	140	9.5	20
	SS	200	3.1	40
	T-N	50	6.1	20
	T-P	10	0.2	1.0
（単位 mg/l, 平成22年度平均）				
放流先	衣浦港			
汚泥発生状況	脱水ケーキ 6,773t（平成22年度実績） 他処理場へ払出量 4,009t			
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：肥料原料として有効利用			

注1) 排水基準の値は BOD・SS は下水道法、COD・T-N・T-P は水質汚濁防止法のC値である。

関連市別の現況（衣浦東部）

項目 市町名	平成22年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
碧南市	949	42,519	31,444	9,079
安城市	366	11,029	8,698	2,536
高浜市	410	21,253	16,880	5,229
計	1,725	74,801	57,022	16,844

注1) 処理区域面積は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2) 処理区域内人口は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域において、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、平成23年3月31日現在の下水道接続人口を示している。

注4) 流入水量は、平成22年度の日平均流入水量を示している。

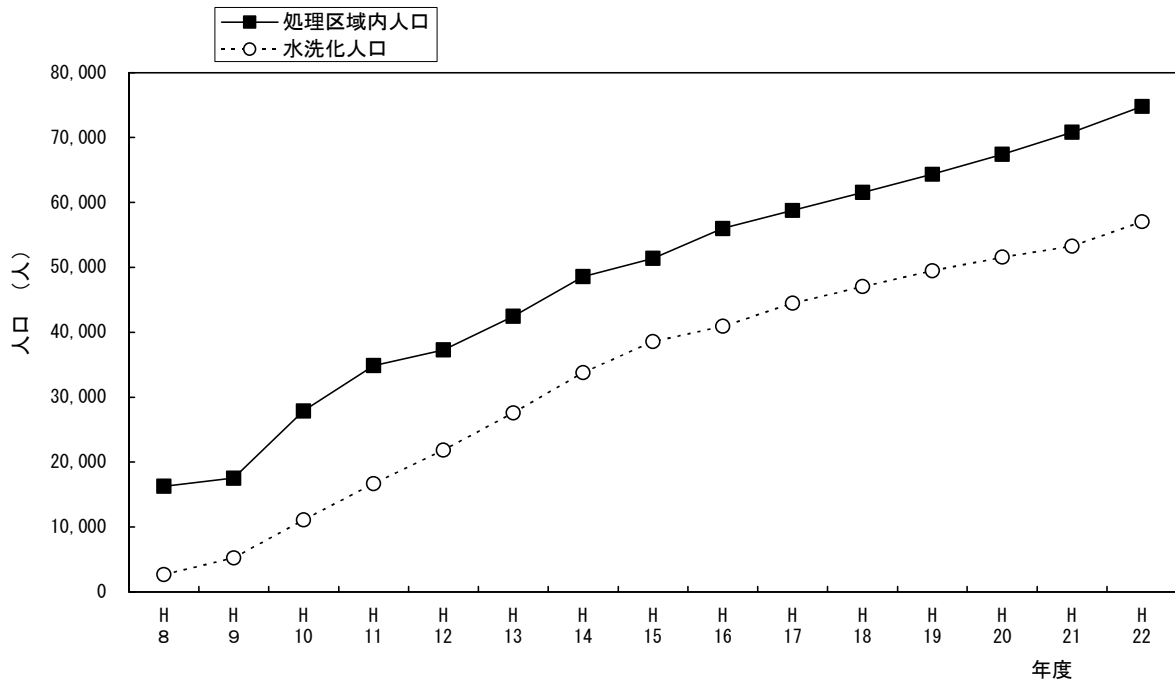


図 2-7 衣浦東部処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

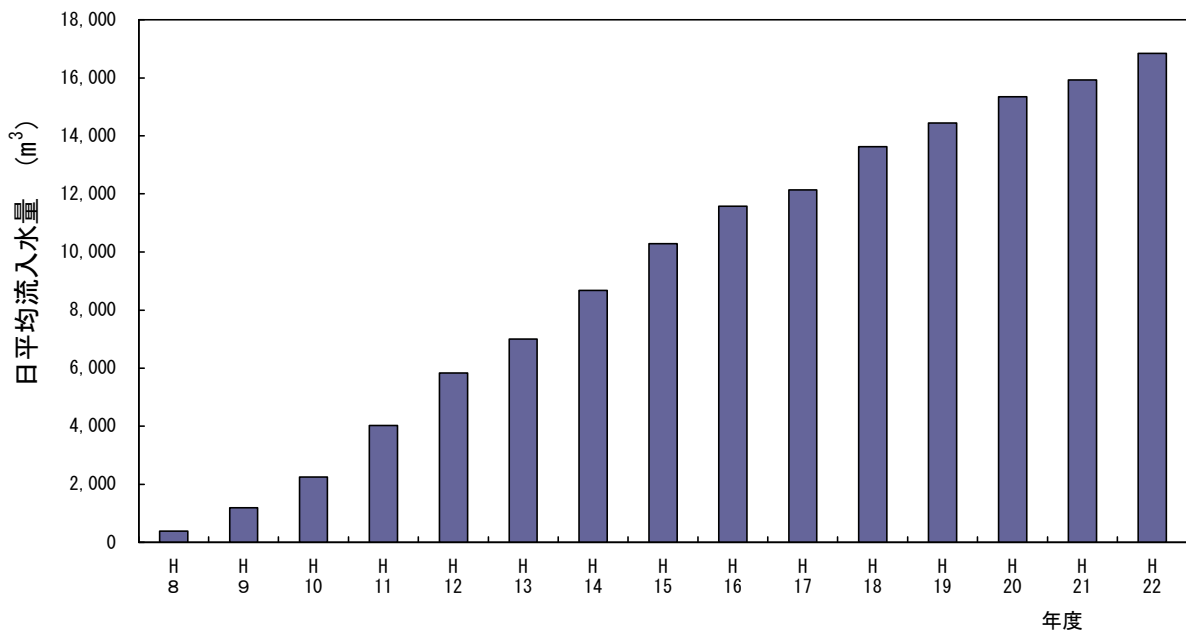


図 2-8 衣浦東部処理区の流入水量の推移

関連市別の計画概要（衣浦東部）

			流域下水道名	処 理 区 名	
			矢作川・境川	衣浦東部	
項 目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
当初決定、認可	目標年次	昭和 63 年 9 月 26 日	平成元年 2 月 8 日	平成元年 3 月 7 日	
変更決定、認可		平成 22 年 12 月 24 日	平成 23 年 2 月 28 日	平成 23 年 8 月 24 日	
事 業 期 間	37 年度		～平成 29 年 3 月 31 日	～平成 29 年 3 月 31 日	
計 画 処 理 区 域 (ha)	碧南市	1,610.2		1,182.8	
	高浜市	843.8		493.8	
	安城市	890.0		517.4	
	計	3,344.0		2,194.0	
計 画 人 口 (人)	碧南市	69,300		49,149	
	高浜市	43,100		24,753	
	安城市	16,370		12,077	
	計	128,770		85,979	
計 画 汚 水 量 (m ³ /日)	碧南市	40,450		28,673	
	高浜市	24,860		13,441	
	安城市	9,572		6,583	
	計	74,882		48,697	

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成 23 年 8 月末現在

基本計画の経緯（衣浦東部）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	
計 画 策 定 年 度	昭和 63 年度	平成 14 年度	平成 22 年度	
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	
処理区域面積(ha)	2,881	3,288.6	3,344.0	
処 理 人 口 (人)	119,300	129,000	128,770	
計画汚水量(m ³ /日最大)	73,400	75,200	74,882	
管 渠 延 長 (m)	23,919	23,750	23,670	
中継ポンプ場面積(m ²)	平和 1,300 論地 1,100 田尻 700	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460	
処理場能力(m ³ /日最大)	73,400	75,200	74,900	
処 理 場 面 積 (m ²)	90,000	90,000	90,000	
計 画 目 標 年 次	平成 17 年	平成 27 年	平成 37 年	
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
中継ポンプ場面積(m ²)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処 理 場 面 積 (m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠(50m)は含まず。

都市計画決定の経緯（衣浦東部）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	S63.9.26	H4.2.17	H6.2.16	H14.8.2
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市
処理区域面積(ha)	2,855	2,855	2,855	—
管 渠 延 長 (m)	17,800	17,750	24,050	—
中継ポンプ場面積(m ²)	平和 1,300 論地 1,100 田尻 700	平和 1,300 論地 1,100 田尻 700	見合 1,640 田尻 700	見合 1,640 田尻 460
処理場面積 (m ²)	90,000	90,000	90,000	—
変 更 内 容		・管渠計画の変更 (衣浦東部第1幹線)	・管渠計画の変更 (衣浦東部第1,第3幹線) ・ポンプ場計画の名称と 面積の変更 平和 → 見合 1,300m ² 1,640m ² 論地ポンプ場の廃止	・管渠計画の変更 (衣浦東部第2幹線) ・ポンプ場の面積の変更 田尻 700m ² → 460m ²
項 目	第4回変更	第5回変更		
告 示 年 月 日	H18.2.21	H22.12.24		
対 象 市 町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市		
処理区域面積(ha)	—	—		
管 渠 延 長 (m)	—	—		
中継ポンプ場面積(m ²)	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460		
処理場面積 (m ²)	—	—		
変 更 内 容	・管渠計画の変更 (第1幹線のルート変更、 1,000haによる簡素化) ・処理場用地の変更 (未買収部分削除)	・都市計画区域の再編に 伴う名称変更		

平成8年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（衣浦東部）

項目	下水道法事業計画認可					
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	
認可年月日	H元.2.8	H4.5.7	H6.8.24	H8.3.15	H10.7.21	
対象市町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	
処理区域面積(ha)	631	859	859	1,143	1,164	
処理人口(人)	15,500	18,044	18,044	34,096	34,100	
計画汚水量(m ³ /日最大)	7,300	9,000	9,000	18,200	18,100	
管渠延長(m)	15,510	15,370	15,630	24,050	24,000	
中継ポンプ場(名称)	平和、論地、新高取橋	平和、論地、新高取橋	見合、新高取	見合、田尻	見合、田尻	
処理場能力(m ³ /日最大)	9,200	9,200	9,200	18,400	18,400	
処理場面積(m ²)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	
処理方式	水処理	標準活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法
	汚泥処理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～H10.3.31	S46.11.25～H10.3.31	S46.11.25～H10.3.31	S46.11.25～H13.3.31	S46.11.25～H13.3.31	
変更内容	・衣浦東部処理区の追加	・管渠延長の変更 第1幹線 14,760m ・処理区域の拡大	・ポンプ場の変更 (管渠計画の変更に伴い論地ポンプ場の廃止、平和ポンプ場を見合ポンプ場へ名称変更) ・管渠計画の変更	・予定処理区域の変更 ・処理施設の変更 ・中継ポンプ場の追加 (田尻ポンプ場の追加、新高取橋ポンプ場の表示の削除) ・管渠延長の変更 ・事業施工期間の延長	・予定処理区域の変更 ・接続点の追加	
項目	第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更	
認可年月日	H12.12.11	H15.5.26	H19.5.24	H20.10.23	H23.2.28	
対象市町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	
処理区域面積(ha)	1,345	1,830	2,016	2,016	2,194	
処理人口(人)	34,900	66,439	77,763	77,763	85,979	
計画汚水量(m ³ /日最大)	18,300	37,368	44,008	44,008	48,697	
管渠延長(m)	24,000	23,750	23,670	23,670	23,670	
中継ポンプ場(名称)	見合、田尻	見合、田尻	見合、田尻	見合、田尻	見合、田尻	
処理場能力(m ³ /日最大)	18,400	39,300	53,000	53,000	51,500	
処理場面積(m ²)	90,000	90,000	88,600	88,600	88,600	
処理方式	水処理	凝集剤添加活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法、凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
	汚泥処理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事業期間等	S46.11.25～H16.3.31	S46.11.25～H22.3.31	S46.11.25～H25.3.31	S46.11.25～H25.3.31	S46.11.25～H29.3.31	
変更内容	・予定処理区域の変更 ・ポンプ場の変更 ・管渠計画の変更	・予定処理区域の変更 ・衣浦東部第2幹線のルート変更 ・ポンプ場の変更	・認可期間の延伸 ・予定処理区域の追加 ・処理能力の変更 ・処理方式の変更 ・計画放流水質の設定 ・田尻ポンプ場の能力変更 ・衣浦東部第1幹線のルート変更 ・処理場敷地の変更	・処理施設の変更 汚泥焼却設備(炭化方式) 30t/日×2基 →汚泥焼却設備(固形燃料化方式) 100t/日×1基 ・計画放流水質の設定(変更)	・予定処理区域の変更 ・認可期間の延伸 ・処理能力の変更	

都市計画法事業認可の経緯（衣浦東部）

項目	都市計画法事業認可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告示年月日	H元.3.7	H4.5.21	H6.9.2	H8.5.10
対象市町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市
処理区域面積(ha)	(631)	(631)	(631)	(631)
処理人口(人)	(15,500)	(15,500)	(15,500)	(15,500)
計画汚水量(m ³ /日最大)	(7,300)	(7,300)	(7,300)	(7,300)
管渠延長(m)	15,510	15,370	15,630	24,050
中継ポンプ場面積(m ²)	平和 1,300 論地 1,100 新高取橋 マンホールポンプ	平和 1,300 論地 1,100 新高取橋 マンホールポンプ	見合 1,640 新高取橋 マンホールポンプ	見合 1,640 田尻 700
処理場能力(m ³ /日最大)	(9,200)	(9,200)	(9,200)	(9,200)
処理場面積(m ²)	90,000	90,000	90,000	90,000
事業期間等	H元.3.7～ H10.3.31	H元.3.7～ H10.3.31	H元.3.7～ H10.3.31	H元.3.7～ H13.3.31
変更内容		・管渠計画の変更	・管渠計画の変更 ・ポンプ場の変更 (管渠計画の変更に伴い 論地ポンプ場の廃止、 平和ポンプ場を見合ポン プ場へ名称の変更)	・管渠計画の変更 ・ポンプ場の変更 (田尻ポンプ場の追加) ・事業施行期間の延伸
項目	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
告示年月日	H12.12.22	H15.6.12	H19.6.14	H23.8.24
対象市町	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市	碧南市、高浜市、安城市
処理区域面積(ha)	(1,345)	(1,830)	(2,016)	(2,194)
処理人口(人)	(34,900)	(66,439)	(77,763)	(92,630)
計画汚水量(m ³ /日最大)	(18,300)	(37,368)	(44,008)	(48,697)
管渠延長(m)	24,050	23,800	15,510	11,190
中継ポンプ場面積(m ²)	見合 1,640 田尻 700	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460	見合 1,640 田尻 460
処理場能力(m ³ /日最大)	(18,400)	(39,300)	(53,000)	(51,500)
処理場面積(m ²)	90,000	90,000	90,000	88,600
事業期間等	H元.3.7～ H16.3.31	H元.3.7～ H22.3.31	H元.3.7～ H25.3.31	H元.3.7～ H29.3.31
変更内容	・事業施行期間の延伸	・水処理方法の追加 ・衣浦東部第2幹線のル ート変更 ・ポンプ場の変更	・幹線の一部削除 (衣浦東部第2幹線、衣 浦東部第3幹線、衣浦 東部第1幹線の一部) ・衣浦東部第1幹線のル ート変更 ・処理場敷地の変更 ・事業認可期間の延伸 ・処理方式の変更	・事業認可期間の延伸

()内は参考である。

(6) 豊川流域下水道

豊川流域下水道は、境川流域下水道につづく県下2番目の流域下水道として、豊川市始め4市4町を対象として、昭和47年9月に都市計画決定されました。(平成18年2月に豊川市、一宮町が合併し豊川市に、平成20年1月に豊川市、音羽町、御津町が合併し豊川市に、平成22年2月に豊川市、小坂井町が合併し豊川市になったため、現在は4市を対象としています。)

当流域下水道は昭和47年度に事業着手、昭和55年12月に県下で初めての流域下水道として供用開始し、現在、4市の汚水を処理しています。

現在の運転状況(豊川浄化センター)

供用開始年月	昭和55年12月			
処理能力	日最大 91,500 m ³ (平成23年4月現在)			
処理フロー	(水処理) 初沈-反応槽-終沈-滅菌-放流 (汚泥処理) 濃縮-(消化)-脱水-焼却-場外搬出(有効利用、埋立処分)			
処理区域面積	4,295 ha (平成23年4月現在)			
処理区域内人口	188,825 人 (平成23年4月現在)			
日平均流入水量	64,467 m ³ (平成22年度実績)			
流入水質および放流水質		流入水	放流水	排水基準
	BOD	230	ND	15
	COD	110	7.9	20
	SS	170	1.1	40
	T-N	37	6.7	16
	T-P	5.3	0.3	1.0
	(単位 mg/l, 平成22年度平均)			
放流先	渥美湾			
汚泥発生状況	脱水ケーキ 18,754t (平成22年度実績) 他処理場へ払出量 0t 計 18,754t を焼却処理 (焼却灰 958 t)			
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：有効利用なし 焼却灰：建設資材原料、農業用資材として有効利用			

注1) 排水基準の値は BOD・SS は下水道法、COD・T-N・T-P は水質汚濁防止法のC値である。

関連市町別の現況(豊川)

項目 市町名	平成22年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
豊橋市	909	39,360	36,811	16,915
豊川市	2,828	129,399	117,168	41,761
蒲郡市	186	4,640	3,703	1,673
新城市	373	15,426	13,620	4,118
計	4,295	188,825	171,302	64,467

注1) 処理区域面積は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2) 処理区域内人口は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域において、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、平成23年3月31日現在の下水道接続人口を示している。

注4) 流入水量は、平成22年度の日平均流入水量を示している。

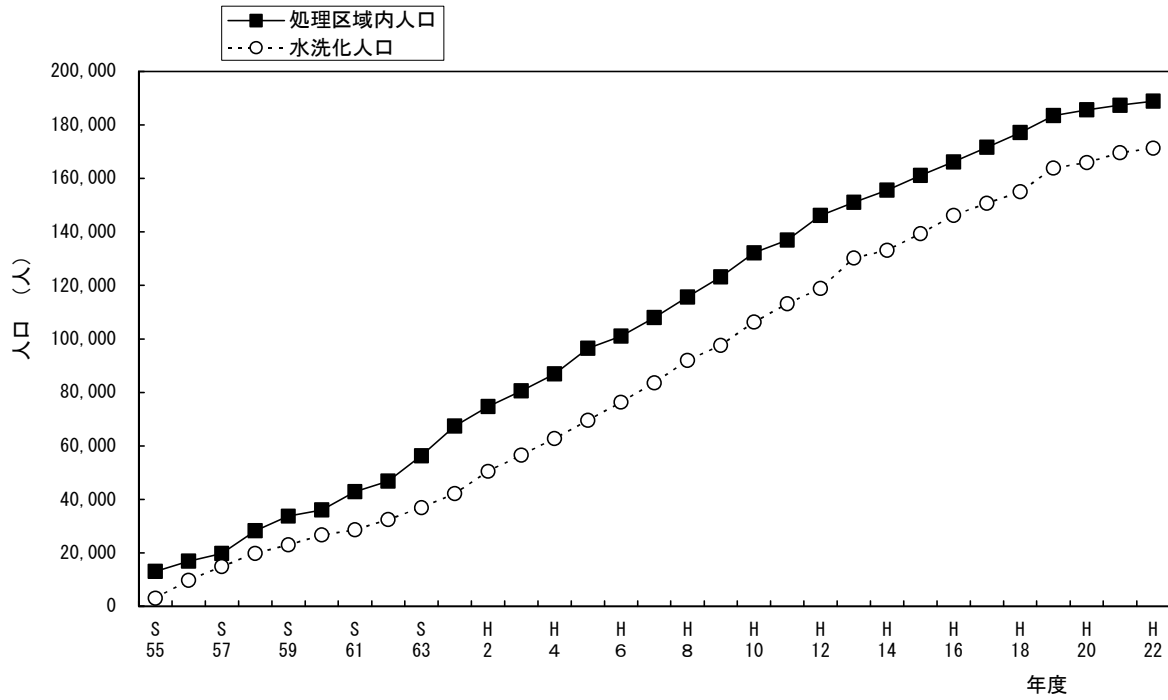


図 2-9 豊川処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

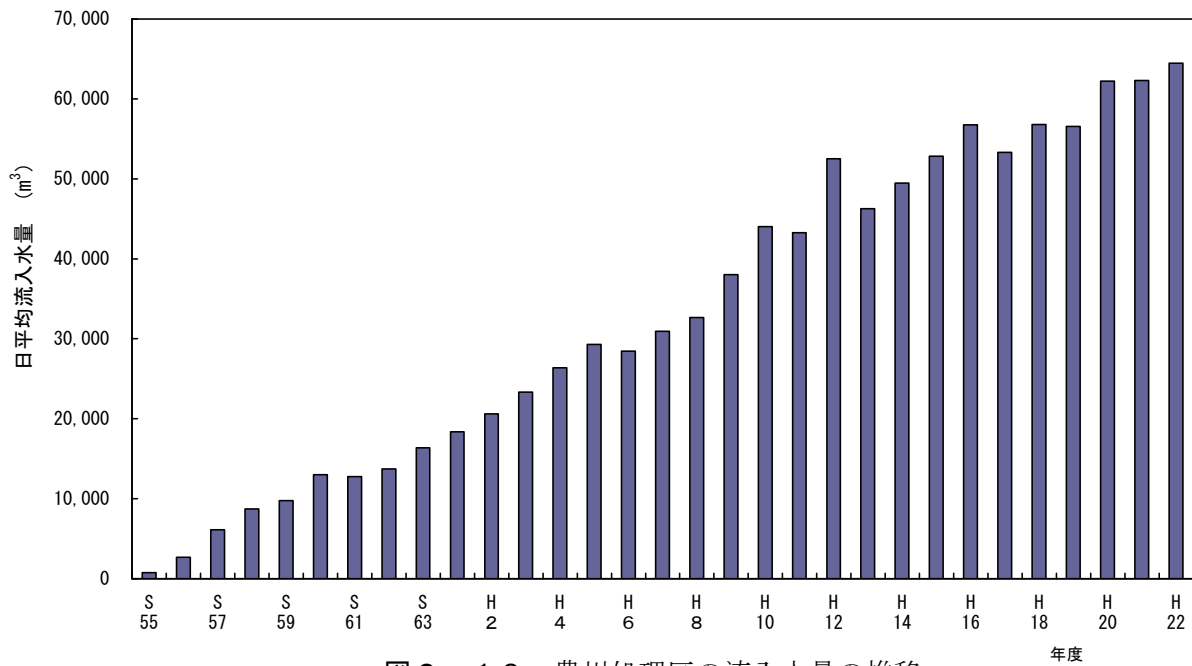


図 2-10 豊川処理区の流入水量の推移

関連市町別の計画概要（豊川）

				流域下水道名	処理区名
				豊川	豊川
項目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
当初決定、認可	目標年次	昭和47年9月13日	昭和47年10月13日	昭和47年11月21日	
変更決定、認可		平成22年12月24日	平成22年4月19日	平成19年12月14日	
事業期間	27年度		～平成26年3月31日	～平成26年3月31日	
計 画 処 理 区 域	豊橋市	1,066		927	
	豊川市	4,418		3,517	
	蒲郡市	282		260	
	新城市	1,375		428	
(ha)	計	7,141		5,130	
計 画 人 口	豊橋市	45,440		40,750	
	豊川市	176,490		151,400	
	蒲郡市	5,900		4,870	
	新城市	28,830		16,150	
(人)	計	256,660		213,180	
計 画 汚 水 量	豊橋市	31,300		28,300	
	豊川市	126,700		93,400	
	蒲郡市	9,800		8,900	
	新城市	23,800		9,000	
(m ³ /日)	計	191,600		139,600	

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成23年8月末現在

基本計画の経緯（豊川）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更計画	第2回変更	
計 画 策 定 年 度	昭和 47 年度	平成元年度	平成 12 年度	
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	
処理区域面積(ha)	7,540	6,815	7,141	
処 理 人 口 (人)	432,000	262,500	256,660	
計画汚水量(m ³ /日最大)	620,000	233,000	191,600	
管 渠 延 長 (m)	34,516	47,735	35,770 (47,770)	
処理場能力(m ³ /日最大)	620,000	240,000	197,000	
処 理 場 面 積 (m ²)	400,000	430,000	430,000	
計 画 目 標 年 次	昭和 65 年	平成 17 年	平成 27 年	
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処 理 場 面 積 (m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠（当初第1回3,160m、第2回1,580m）は含まず。下段の()は二条管含む。

都市計画決定の経緯（豊川）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	S47.9.13	S50.8.20	S52.3.7	S59.8.1
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町
処理区域面積(ha)	7,540	7,540	7,540	7,540
管 渠 延 長 (m)	37,690	37,690	37,690	54,590
処理場面積 (m ²)	400,000	400,000	550,000	550,000
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> 管渠計画の変更 前 後 東部 22,510 22,520 西部 8,710 8,700 進入路を新たに決定 L=700m、W=18m 3種2級 	<ul style="list-style-type: none"> 管渠計画の変更 前 後 東部 22,520 22,530 豊橋 1,270 1,260 処理区域の変更 処理場面積の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 管渠計画の変更 (一部2条管計画) 前 後 東部 22,530 22,620 東部第2 0 11,300 西部 8,700 8,870 西部第2 0 4,390 御津 2,040 2,990
項 目	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
告 示 年 月 日	H元.9.29	H12.11.28	H19.2.27	H20.7.22
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、小坂井町
処理区域面積(ha)	4,619	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	50,890	—	—	—
処理場面積 (m ²)	430,000	—	—	—
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 管渠計画の変更 処理区域の変更 処理場面積の変更 (西部第2、御津幹線) 	<ul style="list-style-type: none"> 管渠延長の変更、2条 管部分の一部削除と御 津幹線の延伸 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併に伴う地名 変更（豊川市） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併に伴う地名 変更（豊川市）

平成8年度以降、表示方法の変更により処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を表示しない。
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

都市計画決定の経緯（豊川）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	第8回変更			
告 示 年 月 日	H22.12.24			
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市			
処理区域面積(ha)	—			
管 渠 延 長 (m)	—			
処理場面積 (m ²)	—			
変 更 内 容	・都市計画区域の再編に 伴う名称変更			
項 目				
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場面積 (m ²)				
変 更 内 容				

平成8年度以降、表示方法の変更により処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を表示しない。
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（豊川）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
認 可 年 月 日		S47.10.13	S52.3.30	S58.3.3	S59.9.20
対 象 市 町		豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町
処理区域面積(ha)		7,540	7,540	7,540	2,158
処 理 人 口 (人)		21,600	108,000	108,000	101,000
計画汚水量(m ³ /日最大)		310,000	142,200	20,300	65,300
管 渠 延 長 (m)		37,676	37,693	37,693	36,740
処理場能力(m ³ /日最大)		310,000	155,000	155,000	77,500
処理場面積 (m ²)		400,000	380,000	380,000	380,000
処 理 方 式	水処理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
	汚泥処理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事 業 期 間 等		S47.11.10～ S57.3.31	S47.11.10～ S61.3.31	S47.11.10～ S61.3.31	S47.11.10～ S69.3.31
変 更 内 容			・処理施設の変更 ・管渠計画の変更 ・事業施工期間の変更	・管渠計画の変更(東部幹 線一部二条管計画)	・管渠計画の変更(西部幹 線一部二条管計画) ・管渠延長の変更 ・処理区域面積の変更
項 目		第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
認 可 年 月 日		H2.1.19	H6.10.6	H8.2.29	H10.3.19
対 象 市 町		豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町
処理区域面積(ha)		2,618	3,019	3,197	3,675
処 理 人 口 (人)		123,800	142,100	131,900	178,300
計画汚水量(m ³ /日最大)		73,100	86,500	88,800	89,200
管 渠 延 長 (m)		36,670	36,670	36,670	35,730
処理場能力(m ³ /日最大)		77,500	93,000	93,000	93,000
処理場面積 (m ²)		360,000	360,000	360,000	360,000
処 理 方 式	水 処 理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 活性汚泥法
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事 業 期 間 等		S47.11.10～ H10.3.31	S47.11.10～ H12.3.31	S47.11.10～ H12.3.31	S47.11.10～ H17.3.31
変 更 内 容		・管渠計画の変更 ・処理区域面積の変更 ・事業施工期間の変更	・処理区域面積の変更 ・事業施工期間の変更	・処理区域面積の変更	・処理区域面積の変更 ・接続点の追加 ・処理方式 (水処理)の変更 ・事業施工期間の変更

下水道法事業計画認可の経緯（豊川）

項 目	下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
	第8回変更	第9回変更	第10回変更	第11回変更
認 可 年 月 日	H11.10.12	H13.3.13	H15.1.31	H17.10.19
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、一宮町、 小坂井町、御津町
処理区域面積(ha)	3,735	3,955	4,555	4,555
処 理 人 口 (人)	180,900	172,808	196,710	196,710
計画汚水量(m ³ /日最大)	89,900	89,200	124,100	124,100
管 渠 延 長 (m)	35,730	35,770	35,770	35,770
処理場能力(m ³ /日最大)	93,000	90,000	127,500	129,000
処理場面積(m ²)	360,000	360,000	360,000	360,000
処 理 方 式	水 処 理	凝集剤添加活性汚泥法 及び 活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加活性汚泥法 及び 凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却
事 業 期 間 等	S47.11.10～ H17.3.31	S47.11.10～ H17.3.31	S47.11.10～ H21.3.31	S47.11.10～ H21.3.31
変 更 内 容	・処理区域面積の変更	・処理区域面積の変更 ・管渠延長の変更	・処理区域面積の変更	・水処理能力の見直し(N 対応) ・汚泥脱水機の変更
項 目	第12回変更	第13回変更		
認 可 年 月 日	H19.11.27	H22.4.19		
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市、音羽町、小坂井町、 御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 新城市		
処理区域面積(ha)	5,130	5,130		
処 理 人 口 (人)	213,180	213,180		
計画汚水量(m ³ /日最大)	139,600	139,600		
管 渠 延 長 (m)	35,770	35,770		
処理場能力(m ³ /日最大)	141,500	141,500		
処理場面積(m ²)	360,000	360,000		
処 理 方 式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法	
	汚 泥 処 理	濃縮、消化、脱水、焼却	濃縮、消化、脱水、焼却	
事 業 期 間 等	S47.11.10～ H26.3.31	S47.11.10～ H26.3.31		
変 更 内 容	・処理区域面積の変更	・汚泥脱水機の変更		

都市計画法事業認可の経緯(豊川)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可					
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更
告 示 年 月 日	S47.11.21	S50.10.6	S52.3.17	S57.3.4	S59.10.4	H2.1.19
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町
処理区域面積(ha)	(814)	(814)	(615)	(615)	(1,673)	(2,618)
処 理 人 口 (人)	(54,000)	(54,000)	(54,000)	(54,000)	(74,700)	(123,800)
計画汚水量(m ³ /日最大)	(77,500)	(77,500)	(77,500)	(77,500)	(77,500)	(73,100)
管 渠 延 長 (m)	26,089	26,091	23,952	33,284	35,800	36,670
処理場能力(m ³ /日最大)	(77,500)	(77,500)	(77,500)	(77,500)	(77,500)	(77,500)
処理場面積 (m ²)	400,000	400,000	380,000	380,000	380,000	360,000
事 業 期 間 等	S47.11.22～ S52.3.31	S47.11.22～ S52.3.31	S47.11.22～ S57.3.31	S47.11.22～ S60.3.31	S47.11.22～ S66.3.31	S47.11.22～ H10.3.31
変 更 内 容		・事業地の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更 ・事業施行期間の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更 ・事業施行期間の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更 ・事業施行期間の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更
項 目	第6回変更	第7回変更	第8回変更	第9回変更	第10回変更	
告 示 年 月 日	H6.6.10	H10.4.1	H13.3.27	H15.2.20	H19.12.14	
対 象 市 町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、小坂井町、御津町	
処理区域面積(ha)	(3,019)	(3,675)	(3,955)	(4,555)	(5,130)	
処 理 人 口 (人)	(142,100)	(150,800)	(172,800)	(196,710)	(213,180)	
計画汚水量(m ³ /日最大)	(86,500)	(89,200)	(89,200)	(124,100)	(139,600)	
管 渠 延 長 (m)	36,670	36,670	36,710	36,710	36,710	
処理場能力(m ³ /日最大)	(93,000)	(93,000)	(90,000)	(127,500)	(141,500)	
処理場面積 (m ²)	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	
事 業 期 間 等	S47.11.22～ H12.3.31	S47.11.22～ H17.3.31	S47.11.22～ H17.3.31	S47.11.22～ H21.3.31	S47.11.22～ H26.3.31	
変 更 内 容	・事業地の変更 ・設計概要の変更	・事業地の変更 ・設計概要の変更	・管渠延長の変更	・設計概要の変更 ・事業施行期間の変更	・事業施行期間の変更	

() 内は参考である。

(7) 五条川左岸流域下水道

五条川左岸流域下水道は、小牧市始め2市1町を対象として、昭和52年3月に都市計画決定されました。

当流域下水道は昭和52年度に事業着手、昭和62年4月に供用開始し、現在、3市1町の汚水を処理しています。

現在の運転状況（五条川左岸浄化センター）

供用開始年月	昭和62年4月			
処理能力	日最大 93,850 m ³ （平成23年4月現在）			
処理フロー	（水処理）初沈－反応槽－終沈－急速ろ過－滅菌－放流 （汚泥処理）濃縮－脱水－コンポスト化－場外搬出（有効利用） 焼却－場外搬出（有効利用、埋立処分）			
処理区域面積	3,154 ha（平成23年4月現在）			
処理区域内人口	156,914人（平成23年4月現在）			
日平均流入水量	65,045 m ³ （平成22年度実績）			
流入水質および放流水質		流入水	放流水	排水基準
	BOD	190	1.6	15
	COD	110	7.4	20
	SS	200	ND	40
	T-N	38	6.5	14
	T-P	4.1	0.3	1.0
（単位 mg/l, 平成22年度平均）				
放流先	庄内川水系巾下川			
汚泥発生状況	脱水ケーキ 14,929（平成22年度実績） うち 33t をコンポスト化（コンポスト 59 t）、14,317 t を焼却処理（焼却灰 796 t）、 他処理場へ払出量 400 t			
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：肥料原料として有効利用 コンポスト：肥料として有効利用 焼却灰：建設資材原料として有効利用			

注1）排水基準の値は BOD・SS は下水道法、COD・T-N・T-P は水質汚濁防止法の C 値である。

注2）コンポストは、平成22年6月まで稼動し、現在設備休止中。

関連市町別の現況（五条川左岸）

項目 市町名	平成22年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
犬山市	883	39,532	34,669	16,804
小牧市	1,838	99,104	90,116	40,032
岩倉市	157	12,481	12,034	4,012
大口町	277	5,797	4,695	4,197
計	3,154	156,914	141,514	65,045

注1）処理区域面積は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2）処理区域内人口は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域において、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示している。

注3）水洗化人口は、平成23年3月31日現在の下水道接続人口を示している。

注4）流入水量は、平成22年度の日平均流入水量を示している。

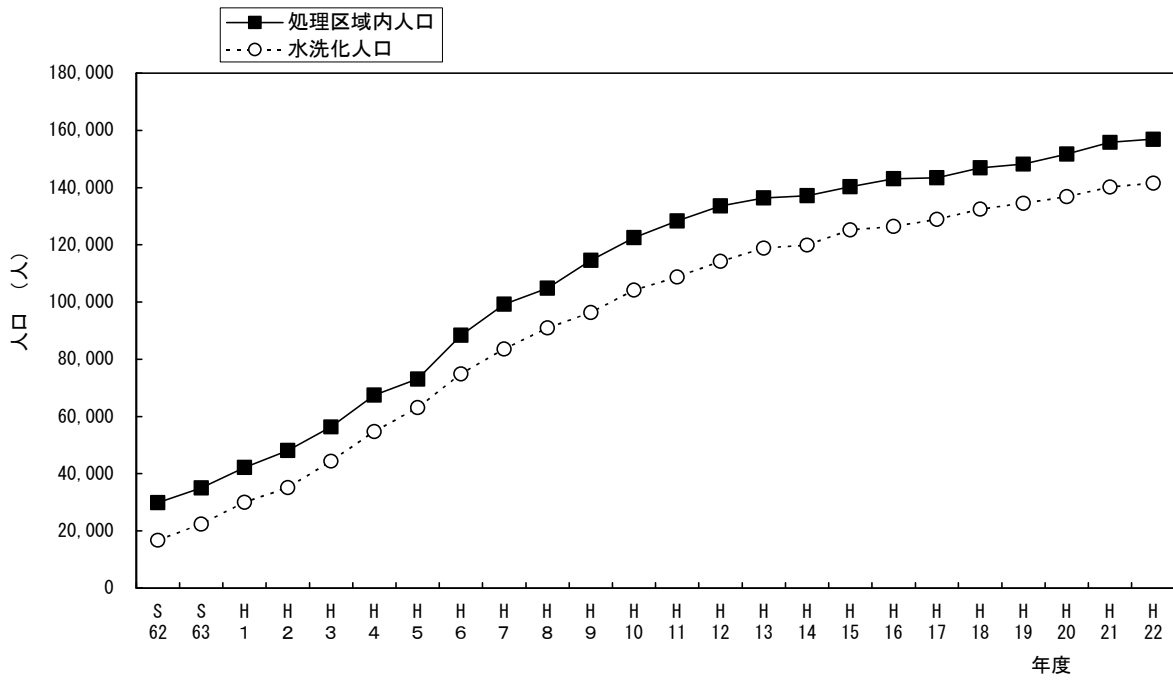


図 2 - 1 1 五条川左岸処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

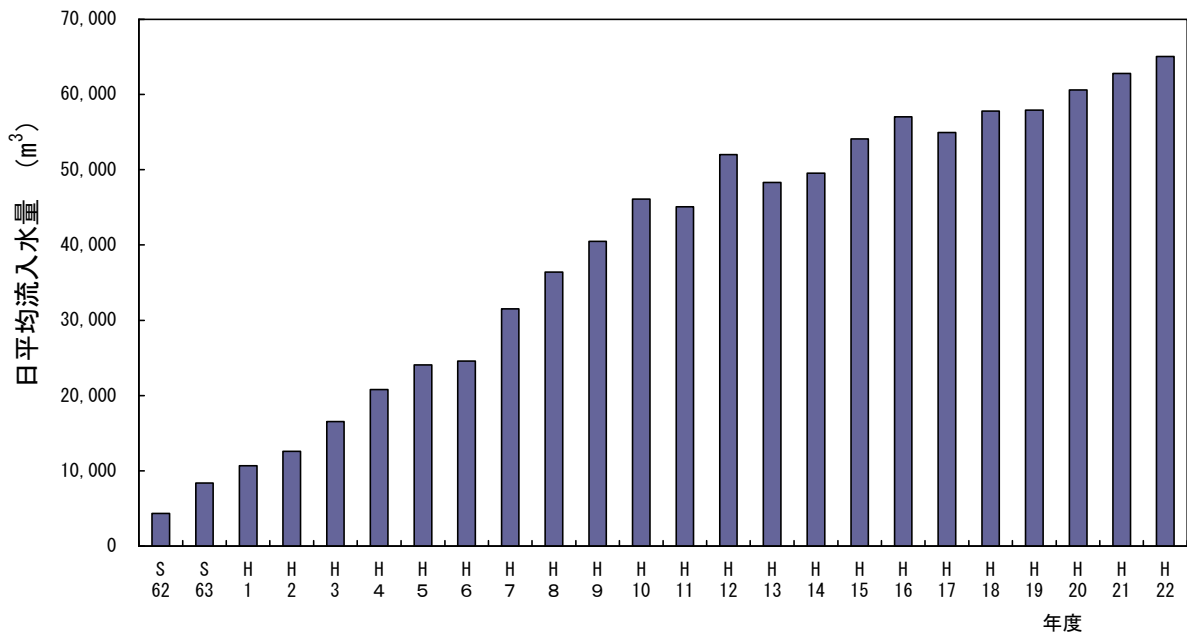


図 2 - 1 2 五条川左岸処理区の流入水量の推移

関連市町別の計画概要（五条川左岸）

					流域下水道名	処理区名
					五条川左岸	五条川左岸
項目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
当初決定、認可		目標年次	昭和 52 年 3 月 30 日	昭和 52 年 7 月 21 日	昭和 52 年 8 月 4 日	
変更決定、認可			平成 22 年 12 月 24 日	平成 16 年 12 月 21 日	平成 17 年 1 月 17 日	
事業期間		27 年度		～平成 24 年 3 月 31 日	～平成 24 年 3 月 31 日	
計 画 処 理 区 域	犬山市	1,320		1,320		
	小牧市	4,355		2,463		
	岩倉市	157		157		
	大口町	433		294		
(ha)	計	6,266		4,234		
計 画 人 口	犬山市	54,500		48,823		
	小牧市	157,200		119,812		
	岩倉市	15,040		14,546		
	大口町	6,800		5,953		
(人)	計	233,540		189,134		
計 画 汚 水 量	犬山市	35,300		30,699		
	小牧市	109,400		76,803		
	岩倉市	8,700		8,218		
	大口町	6,000		5,246		
(m³/日)	計	159,400		93,140		

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成 23 年 8 月末現在

基本計画の経緯（五条川左岸）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	第3回変更
計 画 策 定 年 度	昭和51年度	昭和63年度	平成3年度	平成12年度
対 象 市 町	小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、大口町、 岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、 岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、 岩倉市
処理区域面積(ha)	5,861	5,884	5,884	6,266
処 理 人 口 (人)	283,732	255,700	255,700	233,540
計画汚水量(m ³ /日最大)	286,000	200,400	200,400	159,400
管 渠 延 長 (m)	11,780	11,820	11,820	11,820
処理場能力(m ³ /日最大)	286,000	200,400	200,400	159,400
処 理 場 面 積 (m ²)	124,000	124,000	124,000	122,000
計 画 目 標 年 次	昭和65年度	平成17年度	平成17年度	平成27年度
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処 理 場 面 積 (m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。
管渠は計画ベースで、放流渠を含まず。

都市計画決定の経緯（五条川左岸）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	S52.3.30	S63.7.25	H3.11.25	H12.8.18
対 象 市 町	小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市
処理区域面積(ha)	3,487	4,324	4,449	—
管 渠 延 長 (m)	11,780	11,820	11,820	—
処理場面積 (m ²)	124,000	124,000	124,000	—
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積 ・管渠計画 (岩倉幹線追加 40m) ・岩倉市の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場位置の変更 (汚泥焼却による処理場配置計画の見直し)
項 目	第 4 回変更	第 5 回変更		
告 示 年 月 日	H19.7.20	H22.12.24		
対 象 市 町	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市	小牧市、犬山市、大口町、岩倉市		
処理区域面積(ha)	—	—		
管 渠 延 長 (m)	—	—		
処理場面積 (m ²)	—	—		
変 更 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠計画の変更 (1,000haによる簡素化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の再編に伴う名称変更 		

平成 8 年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。
平成 8 年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（五条川左岸）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
認 可 年 月 日		S52.7.21	S57.2.22	S63.11.9	H4.3.31
対 象 市 町		小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町
処理区域面積(ha)		3,487	3,487	2,409	2,727
処 理 人 口 (人)		127,000	107,000	102,300	111,300
計画汚水量(m ³ /日最大)		63,000	36,700	59,200	63,370
管 渠 延 長 (m)		11,780	11,780	11,820	11,820
処理場能力(m ³ /日最大)		75,000	65,000	65,000	65,000
処理場面積 (m ²)		124,000	124,000	124,000	124,000
処理方式	水 処 理	標準活性汚泥法 +急速ろ過	標準活性汚泥法 +急速ろ過	標準活性汚泥法 +急速ろ過	標準活性汚泥法 +急速ろ過
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水	濃縮、脱水、コンポスト	濃縮、脱水、コンポスト	濃縮、脱水、一部コンポスト
事 業 期 間 等		S52.7.21～ S62.3.31	S52.7.21～ S64.3.31	S52.7.21～ S72.3.31	S52.7.21～ S72.3.31
変 更 内 容			・処理能力の変更 ・処理施設計画の変更 ・施設規模の変更 ・事業施工期間の変更	・事業施工期間の変更 ・岩倉市の追加	・予定処理区域の変更
項 目		第4回変更	第5回変更	第6回変更	
認 可 年 月 日		H6.9.28	H12.12.27	H16.12.21	
対 象 市 町		小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	
処理区域面積(ha)		3,279	3,972.5	4,234	
処 理 人 口 (人)		143,000	154,750	189,134	
計画汚水量(m ³ /日最大)		90,000	93,140	93,140	
管 渠 延 長 (m)		11,820	11,820	11,820	
処理場能力(m ³ /日最大)		100,200	111,700	127,975	
処理場面積 (m ²)		124,000	122,000	122,000	
処理方式	水 処 理	標準活性汚泥法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト	濃縮、脱水、焼却 一部コンポスト	
事 業 期 間 等		S52.7.21～ H14.3.31	S52.7.21～ H20.3.31	S52.7.21～ H24.3.31	
変 更 内 容		・予定処理区域の変更 ・処理施設の変更 ・汚泥処理方式の変更	・予定処理区域の変更 ・水処理方法及び汚泥処理施設の変更 ・処理場面積の変更	・予定処理区域の変更	

都市計画法事業認可の経緯(五条川左岸)

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	S52.8.4	S57.3.4	S62.4.11	S63.11.28
対 象 市 町	小牧市	小牧市、犬山市	小牧市、犬山市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町
処理区域面積(ha)	(699)	(888)	(1,426)	(2,409)
処 理 人 口 (人)	()	(53,500)	(68,500)	(102,300)
計画汚水量(m ³ /日最大)	(37,500)	(22,900)	(37,900)	(65,000)
管 渠 延 長 (m)	6,650	9,020	11,780	11,820
処理場能力(m ³ /日最大)	(37,500)	(32,500)	(65,000)	(65,000)
処理場面積(m ²)	95,000	95,000	95,000	95,000
事 業 期 間 等	S52.7.21～ S58.3.31	S52.7.21～ S62.3.31	S52.7.21～ S64.3.31	S52.7.21～ S72.3.31
変 更 内 容		・設計概要の変更 ・事業地の変更 ・事業施行期間の変更 ・犬山市の追加	・事業施行期間の変更 ・大口町の追加	・事業施行期間の変更 ・岩倉市の追加
項 目	第4回変更	第5回変更	第6回変更	
告 示 年 月 日	H6.10.17	H13.1.5	H17.1.17	
対 象 市 町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	
処理区域面積(ha)	(3,279)	(3,972.5)	—	
処 理 人 口 (人)	(143,000)	(154,750)	—	
計画汚水量(m ³ /日最大)	(90,000)	(93,140)	—	
管 渠 延 長 (m)	11,820	11,820	0	
処理場能力(m ³ /日最大)	(100,200)	(111,700)	—	
処理場面積(m ²)	124,000	122,000	122,000	
事 業 期 間 等	S52.7.21～ H14.3.31	S52.7.21～ H20.3.31	S52.7.21～ H24.3.31	
変 更 内 容	・事業施行期間の変更 ・処理能力の拡大	・事業施行期間の変更 ・処理場面積の変更 ・処理方法の変更	・事業施行期間の変更 ・全管渠の削除	

() 内は参考である。

(8) 日光川上流流域下水道

日光川上流流域下水道は、稲沢市始め3市3町を対象として、平成元年11月に都市計画決定されました。(平成17年4月に一宮市、尾西市、木曾川町が合併し一宮市に、稲沢市、平和町、祖父江町が合併し稲沢市になったため、現在は2市を対象としています。)

当流域下水道は平成2年度に事業着手、平成12年4月に供用開始し、現在、2市の汚水を処理しています。

現在の運転状況（日光川上流浄化センター）

供用開始年月	平成12年4月			
処理能力	日最大 51,850 m ³ (平成23年4月現在)			
処理フロー	(水処理) 初沈－反応槽－終沈－滅菌－放流 (汚泥処理) 濃縮－脱水－場外搬出 (有効利用)			
処理区域面積	2,509ha (平成23年4月現在)			
処理区域内人口	156,195人 (平成23年4月現在)			
日平均流入水量	26,563 m ³ (平成22年度実績)			
流入水質および放流水質		流入水	放流水	排水基準
	BOD	170	ND	15
	COD	100	7.1	20
	SS	160	2.1	40
	T-N	41	6.7	17
	T-P	4.5	ND	1.0
(単位 mg/l, 平成22年度平均)				
放流先	日光川			
汚泥発生状況	脱水ケーキ 8,041 t (平成22年度実績) 他処理場へ払出量 3,397 t			
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：肥料・建設資材原料として有効利用			

注1) 排水基準の値は BOD・SS は下水道法、COD・T-N・T-P は水質汚濁防止法のC値である。

関連市別の現況（日光川上流）

項目 市町名	平成22年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
一宮市	1,694	109,846	53,111	14,106
稲沢市	815	46,349	37,470	12,457
計	2,509	156,195	90,581	26,563

注1) 処理区域面積は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2) 処理区域内人口は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域において、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、平成23年3月31日現在の下水道接続人口を示している。

注4) 流入水量は、平成22年度の日平均流入水量を示している。

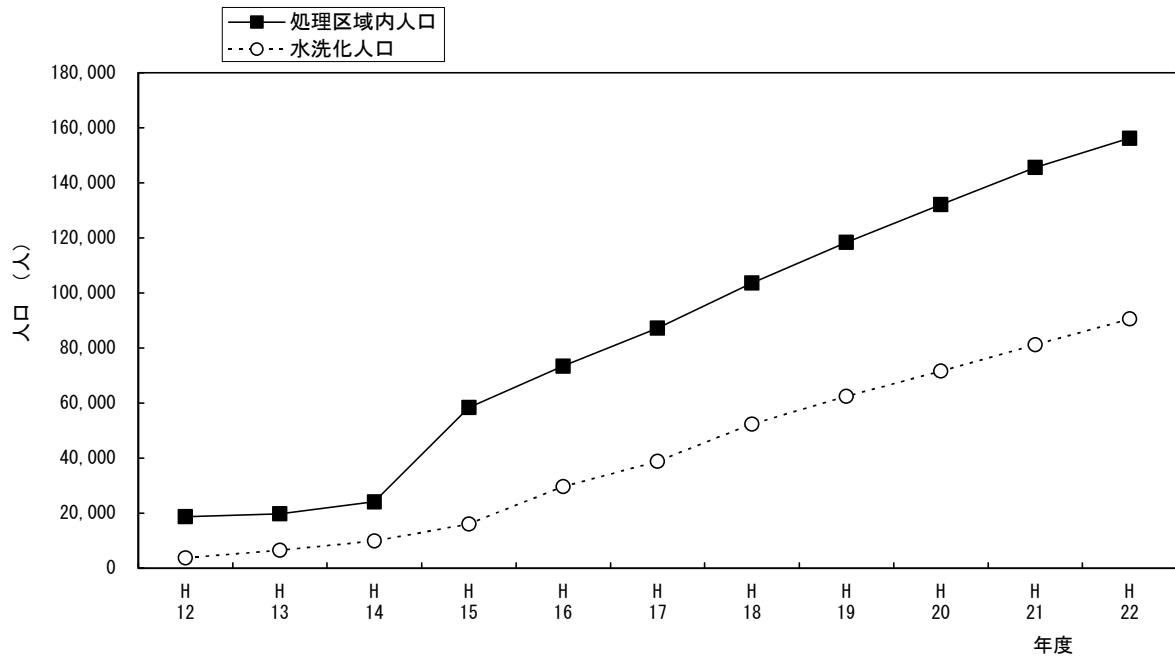


図 2 - 1 3 日光川上流処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

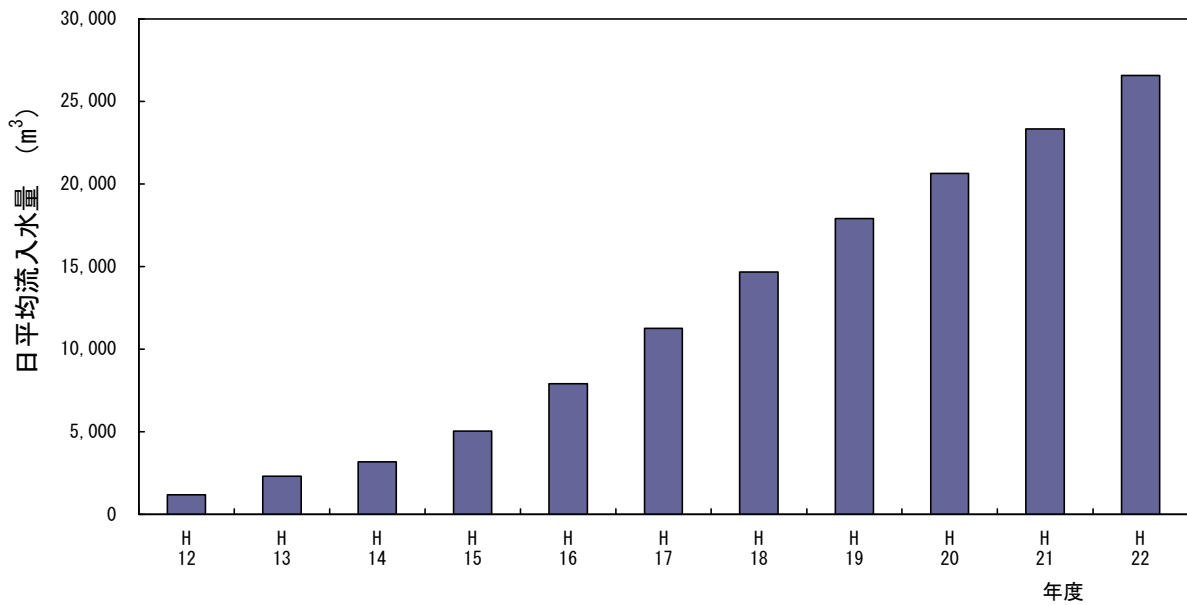


図 2 - 1 4 日光川上流処理区の流入水量の推移

関連市町別の計画概要（日光川上流）

					流域下水道名	処 理 区 名
					日光川上流	日光川上流
項 目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
当初決定、認可		目標年次	平成元年 11 月 29 日	平成 2 年 8 月 10 日	平成 4 年 3 月 5 日	
変更決定、認可			平成 22 年 12 月 24 日	平成 18 年 4 月 26 日	平成 18 年 5 月 24 日	
事 業 期 間		27 年度		～平成 24 年 3 月 31 日	～平成 24 年 3 月 31 日	
計	一宮市	4,163.0		1,991.6		
	稲沢市	3,089.9		977.2		
画						
処						
理						
区						
域						
(ha)	計	7,252.9		2,968.8		
計	一宮市	202,340		103,610		
	稲沢市	129,598		43,501		
画						
人						
口						
(人)	計	331,938		147,111		
計	一宮市	138,816		72,050		
	稲沢市	95,433		34,936		
画						
汚						
水						
量						
(m ³ /日)	計	234,249		106,986		

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成 23 年 8 月末現在

基本計画の経緯（日光川上流）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第 1 回変更		
計 画 変 更 年 度	平成元年度	平成 13 年度		
対 象 市 町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町		
処理区域面積(ha)	7,899	7,253		
処 理 人 口 (人)	317,800	331,938		
計画汚水量(m ³ /日最大)	280,700	234,200		
管 渠 延 長 (m)	29,940	28,540		
処理場能力(m ³ /日最大)	280,700	234,200		
処理場面積 (m ²)	144,900	144,900		
計 画 目 標 年 次	平成 17 年	平成 27 年		
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処理場面積 (m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠(1,600m)は含まず。

都市計画決定の経緯（日光川上流）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	H 元.11.29	H7.2.22	H8.3.6	H11.7.23
対 象 市 町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町
処理区域面積(ha)	2,745	2,953	2,953	—
管 渠 延 長 (m)	26,620	26,290	26,270	—
処理場面積 (m ²)	144,900	144,900	144,900	—
変 更 内 容		・処理区域面積 ・管渠計画 (東部幹線)	・管渠計画 (東部幹線)	・管渠計画 (東部幹線)
項 目	第 4 回変更	第 5 回変更	第 6 回変更	
告 示 年 月 日	H13.3.23	H17.12.9	H22.12.24	
対 象 市 町	一宮市、尾西市、稲沢市、 木曾川町、祖父江町、 平和町	一宮市、稲沢市	一宮市、稲沢市	
処理区域面積(ha)	—	—	—	
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	
処理場面積 (m ²)	—	—	—	
変 更 内 容	・管渠ルートの変更 (東部幹線、西部幹線)	・管渠の変更 (1,000ha による簡素化) ・市町村合併にともなう 地名変更 (一宮市、稲沢市)	・都市計画区域の再編に伴 う名称変更	

平成 8 年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。
平成 8 年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（日光川上流）

項 目	下 水 道 法 事 業 計 画 認 可					
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	
認 可 年 月 日	H2.8.10	H6.3.23	H7.8.28	H8.4.24	H10.5.25	
対 象 市 町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	
処理区域面積(ha)	1,046	1,088	1,147	1,147	1,556	
処 理 人 口 (人)	49,300	55,400	57,200	57,200	90,100	
計画汚水量(m ³ /日最大)	24,400	22,600	23,600	23,600	31,900	
管 渠 延 長 (m)	23,070	23,070	22,740	22,720	22,380	
処理場能力(m ³ /日最大)	35,100	35,100	35,100	35,100	35,100	
処理場面積 (m ²)	144,900	144,900	144,900	144,900	144,900	
処理方式	水 処 理	標準活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	凝集剤添加 及び 活性汚泥法
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事業期間等	H2.8.10～ H11.3.31	H2.8.10～ H13.3.31	H2.8.10～ H13.3.31	H2.8.10～ H13.3.31	H2.8.10～ H17.3.31	
変 更 内 容		・処理区域面積 ・事業施工期間の 変更	・処理区域面積 ・接続箇所の変更	・管渠計画	・処理区域の拡大 ・東部幹線の延伸 ・平和3号接続点 位置変更 ・沈砂池の削除 ・自家発の削除 ・処理方法の変更	
項 目	第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更		
認 可 年 月 日	H11.9.21	H13.7.25	H15.3.10	H18.4.26		
対 象 市 町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、稲沢市		
処理区域面積(ha)	1,556	1,769	2,229	2,969		
処 理 人 口 (人)	90,100	103,600	129,500	147,100		
計画汚水量(m ³ /日最大)	31,900	32,900	82,200	107,000		
管 渠 延 長 (m)	22,420	22,490	22,650	23,520		
処理場能力(m ³ /日最大)	35,100	35,100	85,350	117,250		
処理場面積 (m ²)	144,900	144,200	144,400	144,400		
処理方式	水 処 理	凝集剤添加 及び 活性汚泥法	凝集剤添加 及び 活性汚泥法	凝集剤添加 活性汚泥法、 凝集剤添加 硝化脱窒法	凝集剤添加 硝化脱窒法	
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	
事業期間等	H2.8.10～ H17.3.31	H2.8.10～ H17.3.31	H2.8.10～ H21.3.31	H2.8.10～ H24.3.31		
変 更 内 容	・管渠ルートの変更	・管渠ルートの変更 ・処理区域の拡大 ・接続点の位置変更 ・処理場面積の変更	・処理区域の拡大 ・処理能力の変更 ・処理方法の変更 ・幹線の管径等 の見直し ・処理場面積の変更	・処理区域の拡大 ・処理能力の変更 ・処理方法の変更 ・東部幹線の延伸 (L=870m) ・合併による名称 変更		

都市計画法事業認可の経緯（日光川上流）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可				
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更
告 示 年 月 日	H4.3.5	H6.4.7	H7.9.5	H8.5.13	H10.6.4
対 象 市 町	稲沢市、平和町	稲沢市、平和町	稲沢市、平和町	稲沢市、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—	—
処 理 人 口 (人)	—	—	—	—	—
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	8,390	23,070	22,740	22,720	23,980
処理場能力(m ³ /日最大)	(35,100)	(35,100)	(35,100)	(35,100)	(35,100)
処理場面積 (m ²)	144,100	144,100	144,100	144,100	144,200
事 業 期 間 等	H4.3.5～ H10.3.31	H4.3.5～ H13.3.31	H4.3.5～ H13.3.31	H4.3.5～ H13.3.31	H4.3.5～ H17.3.31
変 更 内 容		・管渠計画 ・事業施行期間の 変更	・管渠計画	・管渠計画	・東部幹線の延伸 ・事業施行期間の 延伸
項 目	第5回変更	第6回変更	第7回変更	第8回変更	
告 示 年 月 日	H11.9.22	H13.7.30	H15.4.1	H18.5.24	
対 象 市 町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、尾西市、 稲沢市、木曾川町、 祖父江町、平和町	一宮市、稲沢市	
処理区域面積(ha)	—	(1,769)	(2,229)	(2,969)	
処 理 人 口 (人)	—	(103,600)	(129,500)	(147,100)	
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	(32,900)	(82,200)	(107,000)	
管 渠 延 長 (m)	23,980	24,090	24,270	17,770	
処理場能力(m ³ /日最大)	—	(35,100)	(85,350)	(117,250)	
処理場面積 (m ²)	144,200	144,200	144,400	144,400	
事 業 期 間 等	H4.3.5～ H17.3.31	H4.3.5～ H17.3.31	H4.3.5～ H21.3.31	H4.3.5～ H24.3.31	
変 更 内 容	・管渠ルートの変更	・管渠ルートの変更	・幹線の延伸 ・事業施行期間の 延伸	・東部、西部幹線の 一部削除 ・放流幹線の削除 ・処理方法の変更 ・事業施行期間の 延伸	

() 内は参考である。

(9) 五条川右岸流域下水道

五条川右岸流域下水道は、一宮市始め4市2町を対象として、平成4年12月に都市計画決定されました。

当流域下水道は平成5年度に事業着手、平成13年4月に供用開始し、現在、4市2町の汚水を処理しています。

現在の運転状況（五条川右岸浄化センター）

供用開始年月	平成13年4月			
処理能力	日最大 30,600 m ³ （平成23年4月現在）			
処理フロー	（水処理）初沈－反応槽－終沈－滅菌－放流 （汚泥処理）濃縮－脱水－場外搬出（有効利用）			
処理区域面積	1,191ha（平成23年4月現在）			
処理区域内人口	67,027人（平成23年4月現在）			
日平均流入水量	13,380m ³ （平成22年度実績）			
流入水質および放流水質		流入水	放流水	排水基準
	BOD	320	1.8	15
	COD	160	7.7	20
	SS	290	2.7	40
	T-N	44	6.2	18
	T-P	5.3	0.2	1.0
	（単位 mg/l, 平成22年度平均）			
放流先	五条川			
汚泥発生状況	脱水ケーキ 3,845 t（平成22年度実績） 他処理場へ払出量 1,824t			
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：肥料・建設資材原料として有効利用			

注1) 排水基準の値は BOD・SS は下水道法、COD・T-N・T-P は水質汚濁防止法のC値である。

関連市町別の現況（五条川右岸）

項目 市町名	平成22年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
一宮市	221	6,879	5,443	1,592
犬山市	84	3,609	1,387	329
江南市	336	21,637	15,823	4,841
岩倉市	174	14,205	10,839	3,135
大口町	203	10,588	6,808	2,016
扶桑町	173	10,109	5,537	1,467
計	1,191	67,027	45,837	13,380

注1) 処理区域面積は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2) 処理区域内人口は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域において、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、平成23年3月31日現在の下水道接続人口を示している。

注4) 流入水量は、平成22年度の日平均流入水量を示している。

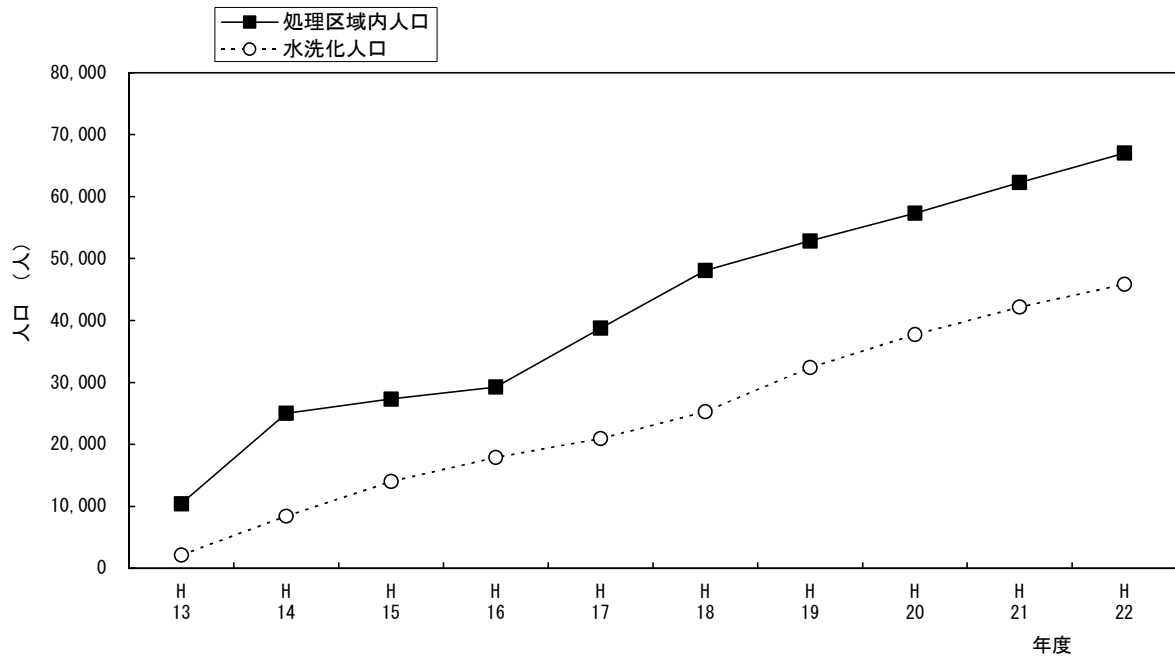


図 2 - 1 5 五条川右岸処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

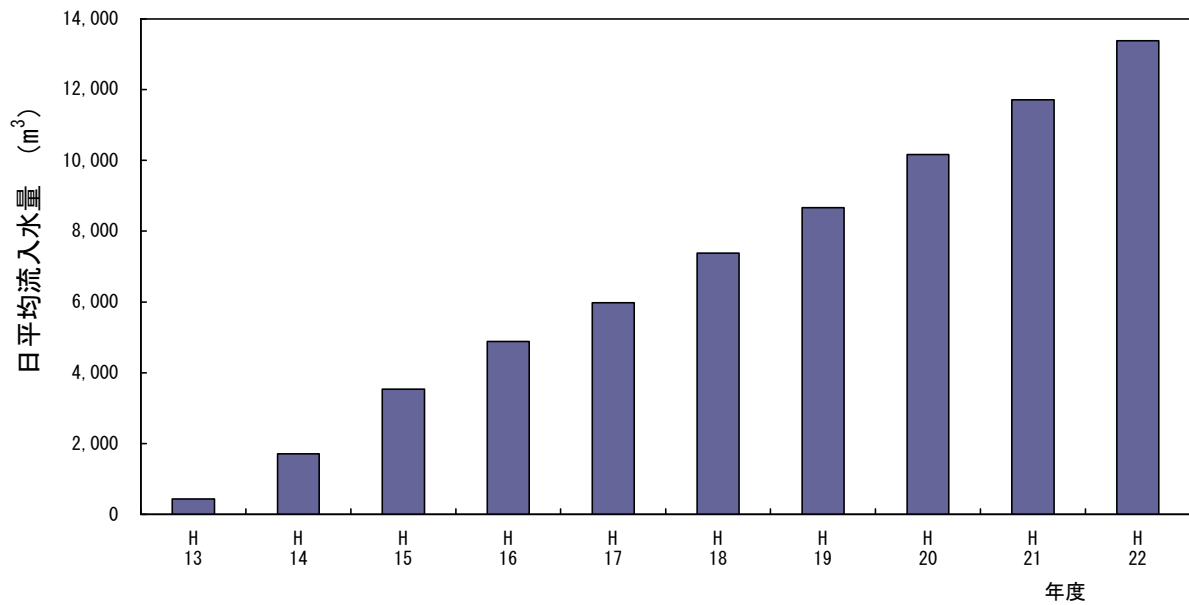


図 2 - 1 6 五条川右岸処理区の流入水量の推移

関連市町別の計画概要（五条川右岸）

項目		基本計画			流域下水道名	処理区名
					五条川右岸	五条川右岸
当初決定、認可	目標年次 37年度	平成4年12月4日	平成5年9月9日	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
変更決定、認可		平成22年12月24日	平成23年3月15日			
事業期間			～平成30年3月31日	～平成30年3月31日		
計 画 処 理 区 域 (ha)	一宮市	1,961.7		1,018.7		
	犬山市	258.0		231.3		
	江南市	1,714.4		486.9		
	岩倉市	473.6		345.6		
	大口町	315.0		315.0		
	扶桑町	795.6		223.8		
	計	5,518.3		2,621.3		
計 画 人 口 (人)	一宮市	77,820		30,829		
	犬山市	13,000		8,239		
	江南市	92,340		31,067		
	岩倉市	32,270		20,470		
	大口町	14,870		14,027		
	扶桑町	32,840		11,833		
	計	263,140		116,465		
計 画 汚 水 量 (m³/日)	一宮市	37,580		20,162		
	犬山市	8,226		7,353		
	江南市	48,555		18,969		
	岩倉市	18,820		14,308		
	大口町	8,660		8,381		
	扶桑町	16,944		6,927		
	計	138,785		76,100		

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成23年8月末現在

基本計画の経緯（五条川右岸）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	
計 画 策 定 年 度	平成4年度	平成14年度	平成22年度	
対 象 市 町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	
処理区域面積(ha)	5,631	5,658.9	5,518.3	
処 理 人 口 (人)	254,200	253,180	263,140	
計画汚水量(m ³ /日最大)	164,900	149,500	138,785	
管 渠 延 長 (m)	25,514	27,290	28,140	
処理場能力(m ³ /日最大)	164,900	149,500	138,800	
処 理 場 面 積 (m ²)	114,100	114,100	114,100	
計 画 目 標 年 次	平成17年	平成27年	平成37年	
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処 理 場 面 積 (m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の経緯の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠(14m)を含まず。

都市計画決定の経緯（五条川右岸）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	H4.12.4	H9.9.8	H17.10.11	H22.12.24
対 象 市 町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町
処理区域面積(ha)	2,303	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	19,190	—	—	—
処理場面積 (m ²)	114,100	—	—	—
変 更 内 容		・管渠計画の変更 (第 1 幹線変更、第 3 幹 線追加)	・管渠計画の変更 (第 4 幹線の追加、 1,000ha による簡素化)	・都市計画区域の再編に 伴う名称変更
項 目				
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場面積 (m ²)				
変 更 内 容				

平成 8 年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。
平成 8 年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（五条川右岸）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
認 可 年 月 日		H5.9.9	H8.3.29	H9.11.26	H15.2.28
対 象 市 町		一宮市、江南市、岩倉市	一宮市、江南市、岩倉市	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
処理区域面積(ha)		515	515	1,163	1,533
処 理 人 口 (人)		25,900	25,900	33,800	80,920
計画汚水量(m ³ /日最大)		15,147	15,147	20,600	40,400
管 渠 延 長 (m)		9,561	9,560	19,760	20,130
処理場能力(m ³ /日最大)		20,600	20,600	20,600	40,600
処理場面積 (m ²)		114,100	114,100	114,100	114,100
処理方式	水 処 理	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	凝集剤添加活性汚泥法 凝集剤添加硝化脱窒法
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却
事 業 期 間 等		H5.9.9～ H12.3.31	H5.9.9～ H12.3.31	H5.9.9～ H16.3.31	H5.9.9～ H21.3.31
変 更 内 容			<ul style="list-style-type: none"> ・接続箇所の変更 ・処理施設計画の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域拡大 ・第1幹線の変更、延伸 ・第3幹線の追加 ・沈砂池削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1幹線の延伸 ・区域拡大 ・水処理方法の変更 ・処理能力の変更
項 目		第4回変更	第5回変更		
認 可 年 月 日		H18.4.26	H23.3.15		
対 象 市 町		一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町		
処理区域面積(ha)		2,089	2,621.3		
処 理 人 口 (人)		81,301	116,465		
計画汚水量(m ³ /日最大)		51,741	76,100		
管 渠 延 長 (m)		23,560	26,740		
処理場能力(m ³ /日最大)		60,000	66,800		
処理場面積 (m ²)		114,100	114,100		
処理方式	水 処 理	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法		
	汚 泥 処 理	濃縮、脱水、焼却	濃縮、脱水、焼却		
事 業 期 間 等		H5.9.9～ H24.3.31	H5.9.9～ H30.3.31		
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・第1幹線の延伸 ・第4幹線の追加 ・区域拡大 ・水処理方法の変更 ・処理能力の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域拡大 ・事業施行期間の延伸 ・第1幹線の延伸 ・第4幹線の延伸 ・処理能力の変更 		

都市計画法事業認可の経緯（五条川右岸）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	H5.10.12	H9.12.12	H15.4.1	H18.5.24
対 象 市 町	一宮市、江南市、岩倉市	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町
処理区域面積(ha)	2,409	2,727	(1,533)	(2,089)
処 理 人 口 (人)	102,300	111,300	(80,920)	(81,301)
計画汚水量(m ³ /日最大)	59,200	63,370	(40,400)	(51,741)
管 渠 延 長 (m)	9,561	19,770	20,140	15,480
処理場能力(m ³ /日最大)	(20,600)	(20,600)	(40,600)	(60,000)
処理場面積(m ²)	114,100	114,100	114,100	114,100
事 業 期 間 等	H5.10.12～ H12.3.31	H5.10.12～ H16.3.31	H5.10.12～ H21.3.31	H5.10.12～ H24.3.31
変 更 内 容		・幹線の延伸 ・幹線の追加	・幹線の延伸	・第1幹線の一部削除 ・第2, 3幹線の削除 ・第4幹線の追加 ・放流幹線の削除 ・処理方法の変更 ・事業施行期間の延伸
項 目	第4回変更			
告 示 年 月 日	H23.9.15			
対 象 市 町	一宮市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町			
処理区域面積(ha)	(2,621.3)			
処 理 人 口 (人)	(137,958)			
計画汚水量(m ³ /日最大)	(76,100)			
管 渠 延 長 (m)	17,400			
処理場能力(m ³ /日最大)	(66,800)			
処理場面積(m ²)	114,100			
事 業 期 間 等	H5.10.12～ H30.3.31			
変 更 内 容	・幹線の延伸 ・事業施行期間の延伸			

() 内は参考である。

(10) 新川東部流域下水道

新川東部流域下水道は、豊山町始め3町を対象として、平成12年11月に都市計画決定されました。(平成18年3月に、師勝町と西春町が合併し北名古屋市となったため、現在は1市1町を対象としています。)

当流域下水道は平成12年度に事業着手、平成20年3月に供用開始し、現在、1市1町の汚水を処理しています。

現在の運転状況(新川東部浄化センター)

供用開始年月	平成20年3月			
処理能力	日最大 5,500 m ³ (平成23年4月現在)			
処理フロー	(水処理) 反応槽-終沈-滅菌-放流 (汚泥処理) 濃縮-脱水-場外搬出(有効利用)			
処理区域面積	484ha (平成23年4月現在)			
処理区域内人口	28,982人 (平成23年4月現在)			
日平均流入水量	4,463 m ³ (平成22年度実績)			
流入水質および放流水質		流入水	放流水	排水基準
	BOD	180	1.5	15
	COD	110	6.5	20
	SS	140	1.3	40
	T-N	42	1.4	20
	T-P	4.5	ND	1.0
(単位 mg/l, 平成22年度平均)				
放流先	鴨田川			
汚泥発生状況	脱水ケーキ 1,425t (平成22年度実績) 他処理場へ払出量 463 t			
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：肥料原料として有効利用			

注1) 排水基準の値は BOD・SS は下水道法、COD・T-N・T-P は水質汚濁防止法のC値である。

関連市町別の現況(新川東部)

項目	平成22年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 ^{注4)} (m ³ /日)
北名古屋市	350	22,517	13,058	3,294
豊山町	134	6,465	3,309	1,169
計	484	28,982	16,367	4,463

注1) 処理区域面積は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2) 処理区域内人口は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域において、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、平成23年3月31日現在の下水道接続人口を示している。

注4) 流入水量は、平成22年度の日平均流入水量を示している。

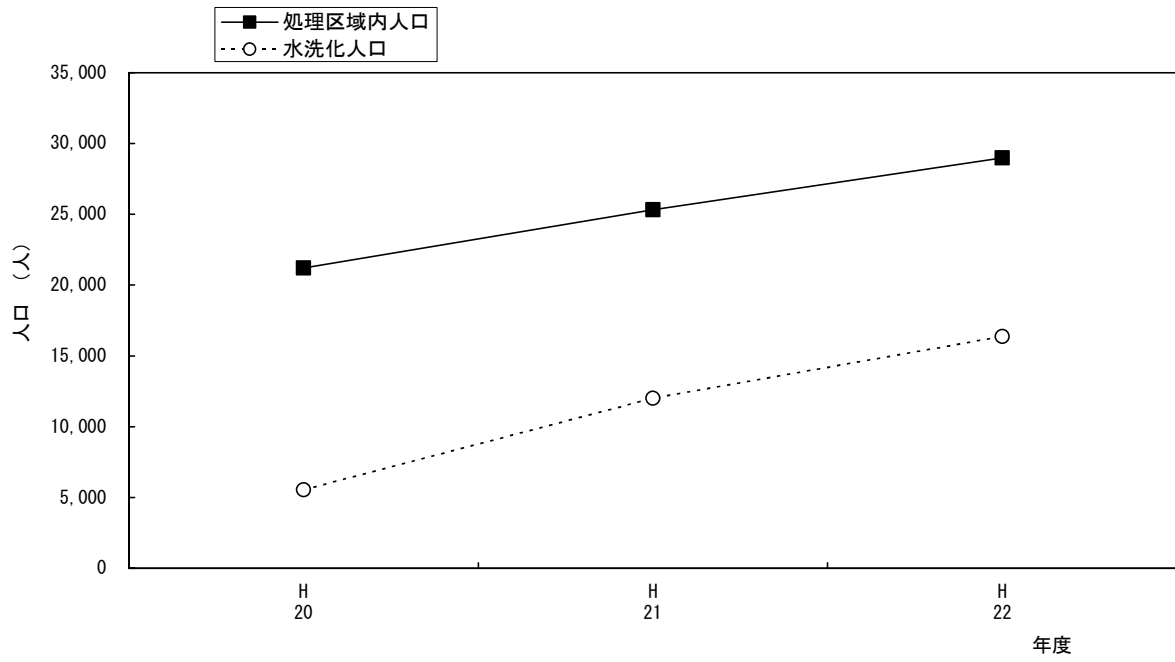


図 2 - 1 7 新川東部処理区の処理区域内人口および水洗化人口の推移

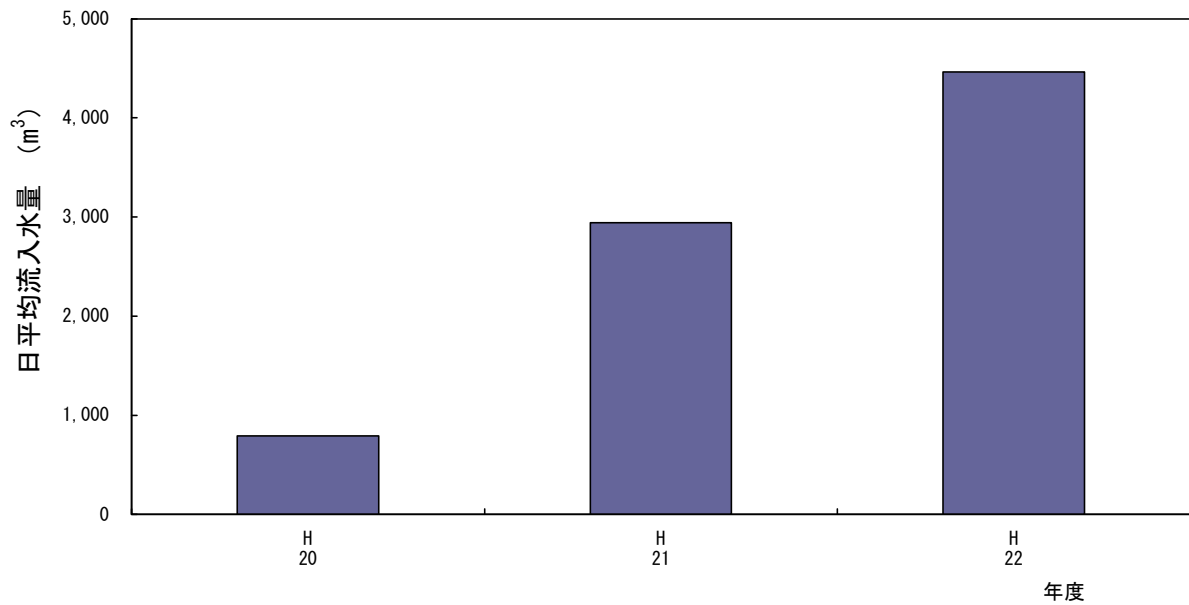


図 2 - 1 8 新川東部処理区の流入水量の推移

関連市町別の計画概要

				流域下水道名	処 理 区 名
				新川東部	新川東部
項 目	基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
当初決定、認可	目標年次 37年度	平成 12 年 11 月 28 日	平成 12 年 12 月 27 日	平成 13 年 9 月 28 日	
変更決定、認可		平成 22 年 12 月 24 日	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 4 月 22 日	
事 業 期 間			～平成 29 年 3 月 31 日	～平成 29 年 3 月 31 日	
計 画 処 理 区 域 (ha)	北名古屋市	1,332.8		513.0	
	豊山町	399.7		190.8	
	計	1,732.5		703.8	
計 画 人 口 (人)	北名古屋市	76,780		31,640	
	豊山町	12,590		7,650	
	計	89,370		39,290	
計 画 汚 水 量 (m³/日)	北名古屋市	43,236		16,607	
	豊山町	8,971		4,571	
	計	52,207		21,178	

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成 23 年 8 月末現在

基本計画の経緯（新川東部）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	
計 画 策 定 年 度	平成12年度	平成20年度	平成22年度	
対 象 市 町	豊山町、師勝町、西春町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町	
処理区域面積(ha)	1,765	1,719	1,732.5	
処 理 人 口 (人)	95,540	94,500	89,370	
計画汚水量(m ³ /日最大)	61,600	61,000	52,207	
管 渠 延 長 (m)	16,860	16,800	16,730	
処理場能力(m ³ /日最大)	61,600	61,000	52,320	
処理場面積(m ²)	82,600	82,000	82,000	
計 画 目 標 年 次	平成27年	平成27年	平成37年	
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処理場面積(m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠(10m)は含まず。

都市計画決定の経緯（新川東部）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更
告 示 年 月 日	H12.11.28	H18.11.14	H21.2.27	H22.12.24
対 象 市 町	豊山町、師勝町、西春町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	—
処理場面積 (m ²)	—	—	—	—
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併による名称の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 新川東部流域下水道と新川西部流域下水道を新川流域下水道として位置付け 管渠計画の変更 (1,000ha による簡素化) 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の再編に伴う名称変更
項 目				
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場面積 (m ²)				
変 更 内 容				

平成8年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。
 平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（新川東部）

項 目		下 水 道 法 事 業 計 画 認 可			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	第3回変更
認 可 年 月 日		H12.12.27	H17.11.25	H20.5.30	H21.4.27
対 象 市 町		豊山町、師勝町、西春町	豊山町、師勝町、西春町	北名古屋市、豊山町	北名古屋市、豊山町
処理区域面積(ha)		261.1	553.0	553.0	553.0
処 理 人 口 (人)		15,700	28,930	28,930	28,930
計画汚水量(m ³ /日最大)		2,210	18,000	18,000	18,000
管 渠 延 長 (m)		7,840	13,880	13,770	14,210
処理場能力(m ³ /日最大)		2,750	18,530	18,530	18,530
処理場面積(m ²)		82,600	82,000	82,000	82,000
処理方式	水 処 理	オキシデーションディッチ法 +急速ろ過法 +凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過法 +凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過法 +凝集剤添加	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過法 +凝集剤添加
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却
事 業 期 間 等		H12.12.27～H20.3.31	H12.12.27～H24.3.31	H12.12.27～H24.3.31	H12.12.27～H24.3.31
変 更 内 容			<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の拡大 ・管渠の延伸 ・水処理施設の増設 (OD法,硝化脱窒素法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠計画の変更 (師勝東部幹線) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠計画の変更 (師勝東部幹線)
項 目		第4回変更			
認 可 年 月 日		H23.3.31			
対 象 市 町		北名古屋市、豊山町			
処理区域面積(ha)		703.8			
処 理 人 口 (人)		39,290			
計画汚水量(m ³ /日最大)		21,178			
管 渠 延 長 (m)		15,150			
処理場能力(m ³ /日最大)		23,670			
処理場面積(m ²)		82,000			
処理方式	水 処 理	オキシデーションディッチ法 凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過法 +凝集剤添加			
	汚 泥 処 理	濃縮、機械脱水、焼却			
事 業 期 間 等		H12.12.27～H29.3.31			
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の拡大 ・事業期間の延伸 ・処理能力の変更 			

都市計画法事業認可の経緯（新川東部）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	
告 示 年 月 日	H13.9.28	H18.3.14	H23.4.22	
対 象 市 町	豊山町、師勝町、西春町	豊山町、師勝町、西春町	北名古屋市、豊山町	
処理区域面積(ha)	(261)	—	—	
処 理 人 口 (人)	(15,700)	—	—	
計画汚水量(m ³ /日最大)	(2,210)	—	—	
管 渠 延 長 (m)	7,840	13,880	340	
処理場能力(m ³ /日最大)	(2,750)	—	—	
処理場面積 (m ²)	82,000	82,000	82,000	
事 業 期 間 等	H13.9.28～ H20.3.31	H13.9.28～ H24.3.31	H13.9.28～ H29.3.31	
変 更 内 容		・期間延伸 ・管渠の延伸	・期間延伸 ・管渠の変更 (1,000ha による簡素化)	
項 目				
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処理場面積 (m ²)				
事 業 期 間 等				
変 更 内 容				

() 内は参考である。

(11) 日光川下流流域下水道

日光川下流流域下水道は、津島市始め1市8町を対象として、平成14年10月に都市計画決定されました。(平成17年4月に佐屋町、佐織町、八開村、立田村が合併し愛西市に、平成18年4月に弥富町と十四山村が合併し弥富市に、平成22年3月に七宝町、美和町、甚目寺町が合併し、あま市となったため、現在は4市2町を対象としております。)

当流域下水道は平成14年度に事業着手、平成22年3月に供用開始し、現在、4市2町の汚水を処理しています。

現在の運転状況（日光川下流浄化センター）

供用開始年月	平成22年3月			
処理能力	日最大 12,050 m ³ (平成23年4月現在)			
処理フロー	(水処理) 初沈－反応槽－終沈－滅菌－放流 (汚泥処理) 濃縮－脱水－場外搬出 (有効利用)			
処理区域面積	825ha (平成23年4月現在)			
処理区域内人口	47,060人 (平成23年4月現在)			
日平均流入水量	1,006 m ³ (平成22年度実績)			
流入水質および放流水質		流入水	放流水	排水基準
	BOD	75	6.4	15
	COD	44	2.1	20
	SS	76	ND	40
	T-N	23	8.2	10
	T-P	2.8	0.5	1.0
	(単位 mg/l、平成22年度実績)			
放流先	名古屋港			
汚泥発生状況	脱水ケーキ 176 t (平成22年度実績) 他処理場へ搬出量 76 t			
汚泥の利用および処分方法	脱水ケーキ：肥料原料として有効利用			

注1) 排水基準の値は BOD・SS は下水道法、COD・T-N・T-P は水質汚濁防止法のC値である。

関連市町別の現況（日光川下流）

項目 市町名	平成22年度			
	処理区域面積 ^{注1)} (ha)	処理区域内人口 ^{注2)} (人)	水洗化人口 ^{注3)} (人)	流入水量 (m ³ /日)
津島市	150	6,058	621	151
愛西市	149	8,938	2,361	378
弥富市	127	6,237	838	206
あま市	211	11,897	1,704	99
大治町	49	2,627	629	106
蟹江町	139	11,303	1,753	66
計	825	47,060	7,906	1,006

注1) 処理区域面積は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域面積を示している。

注2) 処理区域内人口は、平成23年4月1日現在の処理開始公示区域において、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口より算出した人口を示している。

注3) 水洗化人口は、平成23年3月31日現在の下水道接続人口を示している。

関連市町別の計画概要

					流域下水道名	処 理 区 名
					日光川下流	日光川下流
項 目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
当初決定、認可	目標年次		平成 14 年 10 月 4 日	平成 14 年 12 月 11 日	平成 15 年 1 月 6 日	
変更決定、認可			平成 23 年 8 月 16 日	平成 23 年 3 月 15 日	平成 19 年 8 月 28 日	
事 業 期 間	27 年度		—	～平成 26 年 3 月 31 日	～平成 26 年 3 月 31 日	
計 画 処 理 区 域	津 島 市	1,400.0		356.5		
	愛 西 市	855.6		360.4		
	弥 富 市	852.0		312.6		
	あま市	1,623.2		750.7		
	大 治 町	611.0		97.0		
	蟹 江 町	664.2		233.3		
	(ha) 計	6,006.0		2,110.5		
計 画 人 口	津 島 市	67,000		17,760		
	愛 西 市	48,680		17,550		
	弥 富 市	39,840		11,470		
	あま市	92,600		39,340		
	大 治 町	31,500		3,880		
	蟹 江 町	39,210		13,910		
	(人) 計	318,830		103,910		
計 画 汚 水 量	津 島 市	47,000		9,800		
	愛 西 市	27,400		9,500		
	弥 富 市	22,300		5,900		
	あま市	54,000		22,800		
	大 治 町	19,300		2,100		
	蟹 江 町	22,800		8,200		
	(m³/日) 計	192,800		58,300		

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成 23 年 8 月末現在

基本計画の経緯（日光川下流）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画			
計 画 策 定 年 度	平成 14 年度			
対 象 市 町	津島市、七宝町、美和町 甚目寺町、大治町 蟹江町、弥富町、佐屋町 佐織町			
処理区域面積(ha)	6,006.0			
処 理 人 口 (人)	318,830			
計画汚水量(m ³ /日最大)	192,800			
管 渠 延 長 (m)	66,740			
中継ポンプ場面積(m ²)	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400			
処理場能力(m ³ /日最大)	192,800			
処 理 場 面 積 (m ²)	171,100			
計 画 目 標 年 次	平成 27 年			
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
中継ポンプ場面積(m ²)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処 理 場 面 積 (m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠(660m)は含まず。

都市計画決定の経緯（日光川下流）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	第 3 回変更
告 示 年 月 日	H14.10.4	H17.12.6	H19.4.6	H22.12.24
対 象 市 町	津島市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、弥富町、佐屋町、佐織町	津島市、愛西市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、弥富町	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町
処理区域面積(ha)	—	—	—	—
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	—
中継ポンプ場面積(m ²)	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400
処理場面積 (m ²)	—	—	—	—
変 更 内 容		・市町村合併に伴う地名変更(愛西市)	・市町村合併に伴う地名変更(弥富市) ・管渠計画の変更(日光川下流1号幹線のルート変更、1,000haの簡素化) ・処理場敷地の変更(一部削除)	・都市計画区域の再編に伴う名称変更
項 目	第 4 回変更			
告 示 年 月 日	H23.8.16			
対 象 市 町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町			
処理区域面積(ha)	—			
管 渠 延 長 (m)	—			
中継ポンプ場面積(m ²)	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400			
処理場面積 (m ²)	—			
変 更 内 容	・管渠計画の変更(日光川下流1号幹線及び3号幹線のルート変更、1,000haの簡素化)			

平成8年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（日光川下流）

項目	下水道法事業計画認可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	
認可年月日	H14.12.11	H19.8.7	H23.3.15	
対象市町	津島市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、弥富町、佐屋町、佐織町	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町	
処理区域面積(ha)	1,373	2,099	2,110.5	
処理人口(人)	77,990	102,500	103,910	
計画汚水量(m ³ /日最大)	22,300	57,600	58,300	
管渠延長(m)	45,350	51,100	51,100	
中継ポンプ場(名称)	弥富、津島、佐織	弥富、津島、佐織	弥富、津島、佐織	
処理場能力(m ³ /日最大)	24,100	72,300	72,300	
処理場面積(m ²)	171,100	166,000	166,000	
処理方式	水処理	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法 +急速ろ過
	汚泥処理	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却	濃縮、機械脱水、焼却
事業期間等	H14.12.11～ H22.3.31	H14.12.11～ H26.3.31	H14.12.11～ H26.3.31	
変更内容		<ul style="list-style-type: none"> 認可期間の延伸 処理区域の拡大 流域幹線延伸及び一部ルートの変更 処理能力の増設及び敷地面積の変更 ポンプ場能力の増設 	<ul style="list-style-type: none"> 処理区域の拡大 処理場施設の配置変更 	
項目				
認可年月日				
対象市町				
処理区域面積(ha)				
処理人口(人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管渠延長(m)				
中継ポンプ場(名称)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処理場面積(m ²)				
処理方式	水処理			
	汚泥処理			
事業期間等				
変更内容				

都市計画法事業認可の経緯（日光川下流）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更		
告 示 年 月 日	H15.1.6	H19.8.28		
対 象 市 町	津島市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、弥富町、佐屋町、佐織町	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町		
処理区域面積(ha)	(1,373)	(2,099)		
処 理 人 口 (人)	(77,990)	(102,500)		
計画汚水量(m ³ /日最大)	(22,300)	(57,600)		
管 渠 延 長 (m)	45,350	51,100		
処理場能力(m ³ /日最大)	(24,100)	(72,300)		
中継ポンプ場面積(m ²)	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400	弥富 6,000 津島 3,700 佐織 1,400		
処理場面積 (m ²)	171,100	166,000		
事 業 期 間 等	H14.12.11～ H22.3.31	H14.12.11～ H26.3.31		
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・事業施工期間の延伸 ・1,2,4,6号幹線の延伸 ・8号幹線の削除 ・1号幹線のルート変更 ・処理場敷地面積の変更 		
項 目				
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
中継ポンプ場面積(m ²)				
処理場面積 (m ²)				
事 業 期 間 等				
変 更 内 容				

() 内は参考である。

(12) 新川西部流域下水道

関連市町別の計画概要

					流域下水道名	処理区名
					新川西部	新川西部
項目		基本計画	都市計画決定	下水道法事業計画認可	都市計画法事業認可	
当初決定、認可		目標年次	平成18年2月21日	平成17年5月31日	平成18年3月24日	
変更決定、認可			平成22年12月24日	平成23年6月9日	平成23年8月24日	
事業期間		37年度	—	～平成29年3月31日	～平成29年3月31日	
計 画 処 理 区 域 (ha)	清須市	1,314.6		318.2		
	北名古屋市	46.2		—		
	計	1,360.8		318.2		
計 画 人 口 (人)	清須市	61,620		17,890		
	北名古屋市	1,300		—		
	計	62,920		17,890		
計 画 汚 水 量 (m³/日)	清須市	33,782		9,080		
	北名古屋市	718		—		
	計	34,500		9,080		

注) 合計の欄は四捨五入の関係上あわないものがあります。

注) 平成23年8月末現在

基本計画の経緯（新川西部）

項 目	基 本 計 画			
	当初計画	第1回変更	第2回変更	
計 画 策 定 年 度	平成16年度	平成20年度	平成23年度	
対 象 市 町	西枇杷島町、春日町 清洲町、新川町	清須市、北名古屋市、 春日町	清須市、北名古屋市	
処理区域面積(ha)	1,315	1,361	1,360.8	
処 理 人 口 (人)	65,700	66,740	62,920	
計画汚水量(m ³ /日最大)	34,700	35,200	34,500	
管 渠 延 長 (m)	14,420	16,340	16,320	
処理場能力(m ³ /日最大)	35,000	35,200	35,200	
処理場面積(m ²)	56,000	56,000	56,000	
計 画 目 標 年 次	平成27年	平成27年	平成37年	
項 目				
計 画 策 定 年 度				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処理場面積(m ²)				
計 画 目 標 年 次				

基本計画は汚水量の変更がある場合とする。管渠延長、処理場面積だけの変更は都市計画変更の中で記す。
管渠延長は計画ベースで、放流渠は含まず。

都市計画決定の経緯（新川西部）

項 目	都 市 計 画 決 定			
	当初決定	第 1 回変更	第 2 回変更	
告 示 年 月 日	H18.2.21	H21.2.27	H22.12.24	
対 象 市 町	清須市、春日町	清須市、北名古屋市、春日町	清須市、北名古屋市、春日町	
処理区域面積(ha)	—	—	—	
管 渠 延 長 (m)	—	—	—	
処理場面積 (m ²)	—	—	—	
変 更 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・新川東部流域下水道と新川西部流域下水道を新川流域下水道として位置付け ・管渠計画の変更 (放流幹線のルート変更) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の再編に伴う名称変更 	
項 目				
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場面積 (m ²)				
変 更 内 容				

平成8年度以降、表示方法の変更より処理区域面積、管渠延長、処理場面積の数値を記さない。
平成8年度より処理区域面積は市町決定だけとなる。

下水道法事業計画認可の経緯（新川西部）

項目		下水道法事業計画認可			
		当初認可	第1回変更	第2回変更	
認可年月日		H17.5.31	H21.4.27	H23.6.9	
対象市町		西枇杷島町、春日町 清洲町、新川町	清須市、春日町	清須市	
処理区域面積(ha)		160	160	318.2	
処理人口(人)		4,720	4,720	17,890	
計画汚水量(m ³ /日最大)		2,466	2,466	9,080	
管渠延長(m)		9,840	9,710	11,350	
処理場能力(m ³ /日最大)		4,000	4,000	13,200	
処理場面積(m ²)		56,000	56,000	56,000	
処理方式	水処理	凝集剤添加 オキシデーション ディッチ法 +急速ろ過	凝集剤添加 オキシデーション ディッチ法 +急速ろ過	凝集剤添加硝化脱窒法	
	汚泥処理	濃縮、機械脱水	濃縮、機械脱水	濃縮、機械脱水	
事業期間等		H17.5.31～ H24.3.31	H17.5.31～ H24.3.31	H17.5.31～ H29.3.31	
変更内容			<ul style="list-style-type: none"> 処理分区界の変更 管渠計画の変更（新川西部中央幹線ルート変更他） 計画放流水質の設定(変更) 処理施設の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間の延伸 処理分区界の変更 幹線の延伸 (新川西部中央幹線、西枇杷島幹線、新川幹線) 処理能力の変更 	
項目					
認可年月日					
対象市町					
処理区域面積(ha)					
処理人口(人)					
計画汚水量(m ³ /日最大)					
管渠延長(m)					
処理場能力(m ³ /日最大)					
処理場面積(m ²)					
処理方式	水処理				
	汚泥処理				
事業期間等					
変更内容					

都市計画法事業認可の経緯（新川西部）

項 目	都 市 計 画 法 事 業 認 可			
	当初認可	第1回変更	第2回変更	
告 示 年 月 日	H18.3.24	H21.5.22	H23.8.24	
対 象 市 町	清須市、春日町	清須市、春日町	清須市	
処理区域面積(ha)	—	—	—	
処 理 人 口 (人)	—	—	—	
計画汚水量(m ³ /日最大)	—	—	—	
管 渠 延 長 (m)	600	610	610	
処理場能力(m ³ /日最大)	—	—	—	
処理場面積 (m ²)	56,000	56,000	56,000	
事 業 期 間 等	H18.3.24～ H24.3.31	H18.3.24～ H24.3.31	H18.3.24～ H29.3.31	
変 更 内 容		・下水管渠の変更 新川西部放流幹線のル ート変更 管渠延長の変更	・事業期間の延長	
項 目				
告 示 年 月 日				
対 象 市 町				
処理区域面積(ha)				
処 理 人 口 (人)				
計画汚水量(m ³ /日最大)				
管 渠 延 長 (m)				
処理場能力(m ³ /日最大)				
処理場面積 (m ²)				
事 業 期 間 等				
変 更 内 容				

() 内は参考である。

